

第 5 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- | | |
|---------------|--|
| 1 会議の日時 | 平成 15 年 10 月 21 日(火)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 6 時 13 分 |
| 2 会議の場所 | 掛川グランドホテル 王冠の間 |
| 3 出席者及び欠席者の氏名 | 別紙 1 出席者名簿のとおり |
| 4 議 題 | 別紙 2 次第のとおり |
| 5 議 事 | 別紙 3 のとおり |
| 6 会議録の確定 | |

確 定 年 月 日

平成 15 年 11 月 11 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他				
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長	
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長	
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長	
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	1市2町 関係職員	梶山繁樹	大須賀町議会事務局長	
5		川口 功	大東町助役		35		富田 実	大須賀町産業課長	
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		白畑 進	掛川市税務課長	
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		酒井俊郎	大東町税務課長	
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		鳥山 剛	大須賀町窓口税務課長	
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		中山礼行	掛川市企画人材課長	
10		石山信博	掛川市議会議員		40		西尾繁昭	掛川市行財政課長	
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41		浅山忠彦	大須賀町住民安心課長	
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42		石山勝一	掛川市消防本部消防長	
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43		鳥井 暹	大東町総務課長	
14		水野 薫	大東町議会議員		44		伊村義孝	掛川市環境保全課長	
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45		赤堀義雄	大東町住民課長	
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46		深川喜春	大東町保健福祉課	
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員	×	47		赤堀信義	大東町保健福祉課	
18		上野良治	大須賀町議会議員		48		長尾秀雄	掛川市福祉課長	
19		原田新二郎	学識経験者		49		久野恒夫	大須賀町学校教育課長	
20		田中鉄男	学識経験者		50		田辺 明	掛川市水道部長	
21	滝沢恵子	学識経験者		51	松下秀二	掛川市下水整備課長			
22	戸塚誠夫	学識経験者		52	松浦吉信	掛川市市民課長			
23	松本恵次	学識経験者		53	事務局	松井 孝	事務局 局長		
24	水野淳子	学識経験者		54		栗田 博	事務局次長		
25	増田正子	学識経験者		55		高鳥康文	総務係長		
26	蒲原忠雄	学識経験者		56		赤堀賢司	計画係長		
27	中井明男	学識経験者		57		深谷富彦	調整係長		
28	鈴木正彦	学識経験者		58		富田 徹	総務係		
29	菅沼信夫	学識経験者		59		服部和敏	総務係		
30	小櫻義明	学識経験者		60		宮崎裕和	計画係		

第 5 回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成 15 年 10 月 21 日 (火)

午後 2 時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

[報告]

- 報告第 1 号 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置までの経緯について
- 報告第 2 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会における協議の経過について
- 報告第 3 号 平成 15 年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画について
- 報告第 4 号 平成 15 年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算について
- 報告第 5 号 新市建設計画策定小委員会報告について
- 報告第 6 号 新市名称候補選定小委員会報告について

(2) 協議事項

[継続協議]

- 協議第 2 号 合併の期日について
- 協議第 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 6 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

[協議]

- 協議第 7 号 地方税の取扱いについて
- 協議第 8 号 特別職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 10 号 条例、規則等の取扱いについて

[提案]

- 協議第 11 号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第 12 号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 13 号 使用料、手数料等の取扱いについて

4 その他

(1) 次回の会議の開催について

日時：平成 15 年 11 月 18 日 (火) 午後 2 時

会場：掛川グランドホテル 王冠の間

5 閉 会

別紙 3

開 会 午後 2 時 0 0 分

栗田事務局次長 皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

開会に先立ちまして、あらかじめ委員の皆様方にご了解をいただきたい事項がございます。

既にご承知のとおり、当協議会は 1 市 2 町の議会 9 月定例会におきまして、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の設置議案が可決され、10 月 1 日に法定による合併協議会へと移行をいたしました。1 市 2 町間の申し合わせにより法定協議会が設置された際は、任意協議会と同一性をもって引き継ぐことが確認をされております。

したがいまして、委員の皆様並びに会長、副会長等の役職につきましては、任意協議会に引き続きご就任をお願いすることとなりますので、ご了承を賜りたいと存じます。

また、本日の合併協議会は、法定による合併協議会といたしましては第 1 回になりますが、任意協議会からの継続性を重視し、開催回数の表示を通算により第 5 回とさせていただきますので、あわせてご了解をいただきたいと存じます。

それでは、ただいまから掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第 5 回会議を開催いたします。

開会に当たりまして協議会の榛村会長よりごあいさつを申し上げます。

榛村会長、お願いいたします。

榛村純一会長 皆様こんにちは。お忙しいところ委員の皆様方にはお集まりいただきましてありがとうございます。

また日ごろ、この協議会について今回法定協議会になったわけですが、引き続き任意協議会当時からのすべてを同じ方向で引き継いでいただくということで、今日は第 5 回、法定協議会としては第 1 回ですが、今まで 4 回やってまいりましたので、任意協議会と同じという前提に立っていただいて、今日は第 5 回の協議会と、こういうこととなりますことを、今司会が申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

また、今日は傍聴の方々もたくさんご苦労さまです。

今までのところは既にもうご承知のとおりですが、若干経過報告的に申し上げますと、10 月 1 日に 1 市 2 町で法定協議会の立ち上げを首長、議長と 6 人で看板を掲げることを任意から合併に変えました。そして 10 月 8 日に知事の方へ出向きまして報告をいたし、また今後のお願いもいたすということで、県三役、県議会、その他関係のいろいろな方々に要望書と報告をいたしました。

今日はその後のいろいろなお立場で研究をしていただいたことで、経過報告的に議題になりますことは、新市の名称について。8 月 15 日から 9 月 16 日まで 1 カ月間の募集をいたしましたところ 1,372 件の応募があったということで、そのことについて絞っていく方向性を出したいと。そして 5 点ほどに小委員会で絞ったら、その後 11 月の協議会に提案予定ということで、新市の名称についてはそういうことでいきたいということになります。

そして、本日の主な議題といたしましては、7件の協議議題があります。それは主なことは前回から継続されております合併の期日と、それから議員の定数とか、在任特例を使うかどうかとか。そういうことについて継続協議になっておりますので、今日そのことの取り扱いの議論を深めていただいて、十分意を尽くして、その上で今後の方向性を決めたいと、このように考えております。

そして、もう一つ3件の事前提案がありますが、その事前提案の方は事務組織の、あるいは機構の取り扱い方、それから一部事務組合等の取り扱い方、それから使用料、手数料の取り扱い方、その3件について事前説明を行って、次の協議会でいろいろ協議するということになっております。

それから、もう一つ6件の報告がありますが、それは法定協議会の移行に伴う報告案件が4件、それから知事等にもお願いした新市建設画策定とか、新都市ビジョンの一つの項目を羅列してありますが、そういう方向性について。それから新市名称候補選定の小委員会の報告等、そういう手続についての6件の報告がございます。

そして、皆様のご協力によりまして、今日5回の協議会から6回、7回と続いていく間に、具体的に新しく合併する新市のビジョンと、その枠組み、骨格が決まっていくということでもよろしくお願ひ申し上げます。

既にご案内のとおり、国会も今度解散になり総選挙も行われるということで、ここの地域にとっては国体のことと非常に行事が多く、また大変な転換期になりましたが、ぜひ委員の皆様方に住民、市民の意向に対して適切な判断を下していただくようお願い申し上げたいと思う次第であります。

本日は大変お忙しいところありがとうございました。

栗田事務局次長 ありがとうございました。

それでは引き続きまして、合併協議会委員の委嘱状交付に移らせていただきます。

委嘱状につきましては、今回法定による合併協議会になったため、改めて会長より交付するものでございます。

本来でございましたら、委員の委嘱状につきましては委員お一人お一人に委嘱状をお渡ししなければならぬところでございますが、時間の都合もありますので、委員を代表しまして、大須賀町の増田正子様へ委嘱状の交付をさせていただきます。

なお、皆様の委嘱状につきましては、皆様の机の上に置かせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

それでは増田様、恐れ入りますが、前の方にお進みをいただきたいと思います。

榛村純一会長 委嘱状、増田正子様

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会委員を委嘱します。

任期、平成15年10月1日から掛川市・大東町・大須賀町合併協議会廃止の日まで。

平成15年10月1日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会会長 榛村純一

お願いします。

栗田事務局次長 次に、会議次第の4番目の議事に入らせていただきます。

会議の開催につきまして、会長を除きまして委員29名中、本日28名の出席をいただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お配りした資料でございますが、会議次第、議事事項の記載があります協議会資料、新都市ビジョン（案）、第2回新市名称候補選定小委員会に提出されました資料、それから協議会だより9月、10月分を配付してございますので、確認をお願いします。

会議次第をご覧いただきたいと存じます。

4の議事の（2）協議事項の継続協議と協議と、それから提案の議事番号についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、同一性の原則に基づきまして、これまでの会議の続き番号となっておりますことをご了解いただきたいと思っております。

会議の議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、会議中のご意見、ご質問等の発言につきましては、会議録の作成の関係で挙手をしていただき、お名前を言っていただいた上で発言をお願いいたします。

それでは榛村会長、よろしくごお願いいたします。

榛村純一会長 それでは規約の定めるところに基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、これより本日の議事に入ります。

報告事項ですが、報告第1号から第6号の6件でございます。

まず、報告第1号から報告第4号まで一括してご説明申し上げます。

事務局、お願いします。

松井事務局長 それでは協議会資料の4ページになりますが、報告第1号 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置までの経緯からご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

経緯につきまして一覧表を載せてございますが、本年4月1日に掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会を設置いたしまして、合併に関する協議を進めてまいりました。

これまでに協議会につきましては4回ほど開催をされております。

また、新市建設計画策定小委員会は7回開催をされ、新都市ビジョンがまとめられたところでございます。

そして、新市名称候補選定小委員会につきましては1回開催をされ、新市名称候補の募集を9月16日に終了したところでございます。

それから合併シンポジウムを7月26日から8月17日にかけて、1市2町それぞれ1回ずつ開催をしたところでございます。

8月14日には1市2町の首長により、法定による合併協議会を10月1日に設置すること、及び1市2町合併協議会の設置に係る議案を9月議会に規約をつけて提出することを協議し、合意いたしましたので、協議書の調印をいたしました。

協議書の内容につきましては6ページに載せてございます。

その後、合併協議会設置議案が掛川市は9月16日、大東町は9月25日、大須賀町は9月11日、それぞれの議会で議決をされました。これを受けまして10月1日に合併協議会が設置をされたところでございます。

1市2町合併協議会の規約につきましては7ページから9ページに掲載をいたしました。

7ページをお開き願います。

合併協議会は、申し合わせによりまして任意合併協議会の内容を引き継ぐことになっております。したがって、規約につきましては主に任意合併協議会規約との相違点についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、協議会は地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置されたものであることを謳ってございます。

第2条、名称でございますが、「任意」の文字を外しまして「掛川市・大東町・大須賀町合併協議会」とすることを定めてございます。

第3条、担当事務を掲げてございますが、そのうち第2号で新市建設計画は合併特例法第5条の規定に基づき策定されるものであることを明確にしております。

第4条以降につきましては、任意合併協議会の規約との相違点はございません。

以上が報告第1号 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置までの経緯についてでございます。

次に10ページになりますが、報告第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会における協議の経緯についてでございます。

11ページをお開き願います。

まず、1の協議会の開催状況でございますが、第1回会議を5月19日に開催いたしまして、8月19日までの間に4回開催いたしました。議事等を記載してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

次に、13ページをお開き願います。

2の協議の状況でございますが、1市2町任意合併協議会は法律に基づく協議会が設置されたときには、その内容を同一性をもって引き継ぐことが申し合わせてございますので、その方針に基づきまして、(1)提出済みの協議案件、それから(2)提出済みの議案につきましては、法定協議会での取り扱いをご説明申し上げます。

まず(1)協議案件でございますが、法定協議会では協議案件の1の合併の方式、それから3の新市の事務所の位置、4の財産につきましては確認済みとして取り扱いをいたします。

それから2の合併の期日、5の議会の議員の定数及び任期、6の農業委員会委員の定数及び任期につきましては、継続協議として取り扱いをいたしまして、本日の協議会で引き続き協議をお願いいたします。

そして、7の地方税の取扱いから10の条例、規則等の取扱いにつきましては、前回の提案を受けて本日ご協議をお願いすることになります。

次に(2)提出済みの議案の取り扱いでございますが、1番、2番及び4番、5番の各規程につきましては、任意合併協議会の字句を合併協議会と名称変更いたしまして、引き続き施行されることとなります。

また、3番の合併協議項目につきましては、承認済みとして引き継ぐものでございます。14ページに改めて今後の提出予定並びに協議予定を記載した協議項目一覧表を掲載させていただきました。

戻りまして6の新市名称の公募及び選定基準につきましては、承認済みの選定基準として取り扱うこととなります。

なお、新たな合併協議会の規程集を94ページ以降にまとめて掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上が報告第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会における協議の経緯についての説明でございます。

続きまして、16ページになりますが、報告第3号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画についてご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

事業計画につきましては、第1回の任意合併協議会で報告しました事業計画のうち、既に終了しました事業を外したものを改めて事業計画として掲載させていただきました。

事業項目の1点目ですが、合併協議会の開催でございます。2点目は住民説明会の開催でございます。3点目は協議会だよりの発行でございます。4点目がホームページの開設でございます。5点目が出前講座の実施ということで、それぞれの事業内容につきましては任意協議会での事業計画と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上が報告第3号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画についての説明でございます。

続きまして18ページになりますが、報告第4号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算についてご説明申し上げます。

この予算につきましては、当合併協議会の財務規程第3条第3項の規定によりまして会長が調製し、報告するものでございます。

19ページをご覧ください。

第1条では、協議会の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,625万円と定めたものでございます。この予算の総額につきましては、任意合併協議会の予算額から9月末までに執行した決

算額を差し引いた残額を予算総額としてございます。

21ページをお開き願います。

事項別予算につきましても任意協議会の執行額を差し引いたものを原則歳入歳出に計上してございます。

ただし、歳出予算のうち1款1目協議会運営費の1節報酬と9節旅費につきましては、今後不足が見込まれるということで、11節の需用費でもって過不足を調整してございます。

そのほかの科目につきましては、任意協議会の執行額を引き継いだものがそのまま計上してございます。

以上、報告第1号から報告第4号までを一括説明させていただきました。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。

ただいまの1号、2号、3号、4号の報告につきまして、ご質問とかご意見がございましたらどうぞ。

(発言する者なし)

榛村純一会長　特にございませんようでしたら、この報告をご了承していただいたことにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは第1号から第4号までの報告は了承されたことといたします。

続きまして、報告第5号　新市建設計画策定小委員会報告についてをご説明申し上げます。

小委員会の座長の小櫻委員長さんをお願いいたします。

小櫻義明委員長　それでは新市建設計画策定小委員会の報告を申し上げます。

前回の第4回協議会におきまして新都市ビジョンの原案をご報告させていただきました。皆様から非常に貴重なご意見をいただきました。その後、第6回、第7回、昨日第8回小委員会が開かれました。第6回及び第7回につきましては23ページに記載されているとおりであります。皆様からご意見いただきました新都市ビジョンにつきまして議論をし、再度練り上げて、今日その報告をさせていただくことになりました。昨日につきましては、まだ文書で記載はされておられません。16人全員の委員の参加のもとで、この新都市ビジョンに引き続く新都市建設計画、主要の重点プロジェクト及び主要事業、さらに関連事業という、そういう形での議論を行っております。

本日は前回ご報告申し上げました新都市ビジョン原案、それを再度修正いたしまして、新都市ビジョン(案)として皆様方にご報告を申し上げるものであります。

これにつきましては、お手元の資料を参照していただきたいと思っております。

既に前半部分につきましては、前回ご報告申し上げたことと変わっておりませんので、主たる変更点としましては、23ページ以降の新都市の将来ビジョン、そこで若干の修正というものが行われております。

まず最初に23ページのところでありますが、「まちづくりの基本方針」ということで前回ご提案申し上げたときには東西軸の形成と、それから2番目として南北軸クロス効果ということが分かれていたわけですが、これを一つにまとめまして、南北軸の形成と東西軸とのクロス効果の活用という形で整理をさせていただきました。

そして新たに2番目としまして「都市」と「田園」の調和による幸せの実感ということで入れさせていただきました。これは住民アンケート等々を福祉ということについて住民の皆さん方のご要望というのは非常に強いと。そういうものも含めまして、この基本方針の柱として「都市」と「田園」の調和による幸せの実感。その中に福祉、医療というものを含めまして、基本方針として入れさせていただきました。

続きまして24ページにあります、3番目の基本方針としまして、生涯学習と報徳精神によるまちづくりという形で、この地域の特性ということで「報徳精神による」という言葉をここで追加をさせていただきました。

24、25、26、あとは基本的には変わりませんが、27ページのところで新市の将来像の考え方。これも先ほどの基本的考え方の修正に対応しまして、1番の海山連携のまちづくりは変わっておりませんが、その次に南北軸の創出、その後に東西軸との連携によってという形で、南北軸と東西軸というものをこの一つに入れさせていただきます。

2番目として新しく、健康長寿のまちづくりという形で、これを入れさせていただいて「都市と田園の良さを充実させ、」という形にさせていただいてます。

さらに次のページ28ページで、前回ご報告を申し上げたときに新市の将来像 - フレーズという点で4つの案が併記されておりましたが、その後、小委員会の中で皆さん方のご議論によりまして「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」、そういう形で統一をさせていただきました。

29ページ以降は基本的に同じであります。

それから31ページの新市の主要施策、7つの分野は変わりませんが、最初の1番目のところでは、健康づくり・予防医学の充実、これは2番目にあったんですけども、これを1番の方にして、この1と2の順位が逆になってます。表現も若干変わっております。

続きまして、第2の柱としまして32ページのところでありますが、として生活排水対策の充実を入れさせていただいてます。

あと33、34、35、基本的に同じであります、ただ35の「南北軸の創出と東西軸との連携」でありますが、その 的中心的な憩いの場、その後に（中央公園）ということを入れさせていただいております。

それから37ページ、これは行政改革の柱の分野であります、この点につきましては前回3本の柱でありましたが、住民の要望というのも非常に強いということも加味しまして、7本の柱、具体的には3番目の政策立案能力に優れた人材の育成、5番目の成果を重視した新たな仕組みの創設、6番目の戦略的な都市経営と健全な財政運営、7番目の市民の声を大切にするまちづくり、

この4本をつけ加えさせていただきまして、7つの柱にさせていただきました。

全体としましては、その次の39ページのところに体系図という形で整理をされております。これは前回、将来像の基本フレーズのところが丸々記入されていっていませんでしたが、これが先ほど申しましたように「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」という形で入れさせていただきました。それについての説明を左の上に入れさせていただきます。さらにその下の3つの重点的な柱につきましては、これはひとつの7分野に対応するのではなくて、また別な形で柱立てという形で横に並べさせていただきます。海山連携のまちづくり、健康長寿のまちづくり、生涯学習のまちづくりであります。そして分野ごとにしましては、その下の7つの分野。さらにその施策につきましても先ほどご報告申し上げましたように追加したものをに入れております。

最後に用語解説としまして、市民の皆様方からちょっとわかりにくいという専門用語等々につきましましては、用語解説という形で40ページ、41ページにつけ加えさせていただきます。

以上が小委員会において作成させていただきました新都市ビジョン（案）の内容であります。

なお、本日の協議会におきましてこの案が認められましたら、早速住民に周知を図るために事務局において新都市ビジョンの概要版を作成して、協議会日より11月と一緒に全戸配布する予定であります。

皆様方のまたご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。小委員会の皆様方にはご熱心にご協議をいただいた成果が立派にできました。

これについていろいろご質問、ご意見ございましたらお受けしたいと思います。何かございますか、非常に網羅的にあらゆることが盛り込まれておりますので。

小櫻先生、今のご説明のとおりですが、特に何か強調して、わかりやすく住民、市民が合併して新都市はこうなるんだとか、こうしたいんだとかということで、何かこれをもう少し集約してコピーにすると、どういうことになりましょうか。

小櫻義明委員長　最後の体系図のところにありますように、やはり基本的には海と山と街道というものをつなげていくと。そういうことがやはり柱でありまして、現在の新市建設計画の重点プロジェクトの中にも南北幹線道路交通体系の整備というのがやはり冒頭に上げられております。

ただ、それ以外にも福祉、教育等々につきましても非常に関心が強いものですから、そういうものもまた重点プロジェクトに入れていきたいという具合に思ってますけれども、やはり小笠山という1市2町の接着剤的な、その中でどういうプロジェクトを入れていくのか、そういうあたりが非常に重要な点だと思います。

ただ、難しいのは先ほど会長もおっしゃいましたように、やはり非常に網羅的で夢を描くような、あるいは漠然たる内容というのものもあるわけですが、他方で昨日の委員会でも出ましたが、この合併というのは将来の非常に厳しい状況を予測して、それに耐え得る行政をつくるという、そういう面もありますので、単純な夢未来を語るというだけでは済まないという、そういう点もありますし、さらに財政的にも合併特例債を使って、どの程度の事業がどれぐらいの規模で

できるのかと、そういうことにつきましても、これからまた慎重に議論は進めていきたいという具合に思っています。

榛村純一会長　それでは、どなたかご遠慮なく。

大倉重信副会長　今お話をございましたように新都市ビジョンの概要版でございましたけど、これ市民に対してお願いでございますけれども、非常にわかりにくい部分があるもんですから、大変だろうと思っておりますけれども、わかりよい形で、理解できるような形のをひとつお願いしたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

戸塚正義委員　ささいなことといえばささいなことなんですが、意味を深く考えれば非常に難しい。今、大倉町長さんが言われたわかりやすいということで質問させていただきたいんですが、

23ページの将来ビジョンの　南北軸の形成と東西軸とのクロス効果の活用という見出しの下に、新市は南北に細長い形状ながら、南北の往来は不便であり、普通こういう表現でない、要するに南北に細長い形状のゆえをもって往来が非常に不便だという表現になると思うんですが、それが深い意味があってこういう表現をなされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

小櫻義明委員長　特に深い意味というよりは、現実にはやはり南北に長い新市ということになって、特にそれをつなげる南北軸という、そういうことはやはり要望としても非常に強いものですから、そのとおり書かせていただいたということでもあります。深い意味と言われてもちょっとお答えしようがないとこなんですけど。

榛村純一会長　ほかにありますか。

3号委員の方々は議会と違ってこういうことを議論する機会が網羅的には少ないと思いますが、何か特に、非常に政策が網羅的に落ちがないように書いてあるので、かえってねらいがはっきりしない点があるかもしれませんけど。発言を強制はいたしません、大須賀、大東、掛川という順で代表して一人ずつどなたか質問なり意見なり。

3号委員の方々は全員入っていただいたことですから、立派につくっていただいたわけですが、何かありますか。中井委員。

中井明男委員　この新市建設計画小委員会に関わってまいりまして、今小櫻先生から報告されたようにまとまってきたわけですが、その中で、委員になっていながらここでまたなぜという具合にとられるかもしれませんが、このごろどこでも少子・高齢化社会。新市の将来人口増等を見ても高齢化というのはさらに進んでいくだろう。それから少子社会、これも現実の問題というので、何かこの建設計画の中に少子という状況に歯どめをかける妙案はないものかというようなことも意見として言ったりしましたんですが、女性の方もいらっしゃいますが、なかなかこれといったのは出てまいりませんでした。

単純な考え方として、2人目とか3人目の子供が生まれたときは奨励金みたいなのをどかっと出すみたいので飛びついてくるとかありますが、小委員になっていらっしゃらない2号委員の方、1号委員の方等で少子社会に歯どめをかける妙案があれば、ぜひご披露いただきたい、こんなふ

うに今思っております。

榛村純一会長 大東町さん、何かありますか。

松本恵次委員 この都市計画というものはどうしても網羅的にならざるを得ないのかな。余り偏ってしまってもいけないということで、やはりこういう形なのかなというふうに思います。

確かに市長さんがちょっと思っていらっしゃるんじゃないかなと思うところは、この目玉的なものがぼんと突出したようなところがないといえ、やっぱりないのかもしれない。小櫻先生言われたように、やはりこの1市2町、掛川市・大東町・大須賀町の人たちがこれから本当に一緒になって仲よく一つの新しい市をつくっていこうという方向を、そういう信念でもって南北軸の形成をメインに出してやっているということで、こういう形でいいのかなという、委員の中で一緒に議論してきたものとしては感じているところです。

いろんな角度から見ればまだいろんな足りないものとか、いろんなアイデアがまだあるのかもしれませんが、そういうところもいろんな角度から見たご意見をお聞かせ願えればありがたいなというふうに思っております。

榛村純一会長 掛川は。

原田新二郎委員 今小櫻先生がおっしゃいましたように、昨日小委員会を開いて議論し、そして決めたことですから、私の方としては何ら異議はございません。なお、もちろん人間の決めることですから落ち度はあると思います。それはこれからさらに小委員会でいろいろ詰めて、そうしていい結論を出したいと、こういうふうに考えております。

以上です。

榛村純一会長 策定側の方々のご発言がありましたが、どうぞ、そちらから。

牧野勝彦委員 新都市ビジョン、将来ビジョンということで考えると、将来的にはこういう方向でいきたい、こういういいことがあるんでこういうことに力を入れたいという、そういう内容になると思うんですけども、全体的な都市計画の中で、先ほど小櫻先生も言われたんですけど、この厳しい現状の中で合併というのは行われるんだという、そういう認識が本当に住民の方にあるのかなというのがちょっと自分の思いであるんです。合併したら何がいいことがあるんだという話がすぐに出るんですけど、自分が説明するにも、合併したらこういういいことがあるということもあるんだけど、実際、今の状況の合併というのは、今の生活水準とか負担の問題にしても、住民サービスにしても、今より皆さんに負担をかけないような、そういう方向をとるには合併をしていくしかないというような部分が多分にあると思うんです。

その辺がちょっと置いていかれて、合併したらいいことがあるんじゃないかという住民の期待が大きく膨らんじゃって、ちょっとその辺がかけ離れている部分がどっかにあるんじゃないかなという思いがあるんですけど、委員会等でそういう話題が出られたかどうかというのを、もしわかればお伺いしたいんです。

小櫻義明委員長 委員の皆様方からもそういう意見はいろいろ出していただいてまして、昨日もこういうビジョンというのはある種夢なもんですから、それに付随するに、あと続く時代的な事

業計画の中で単に行政がやるだけではなくて、市民も参加し責任を負うような、そういう事業というものをもっと組み込んだらどうだろうかと。あるいはその合併というものに、これは全体の中で市民にやはり訴えかけていくときに、先ほど言いましたように単にバラ色ではなくて、厳しい中を耐え抜く力をどうつけていくのかと。そういう視点での呼びかけという、そういう点も大切なのではなからうかなという、そういう意見は皆さん方から非常に出していただいていますので、単なる夢物語ということにはしないように心がけています。

半井 孝委員　この合併協議会が大体、強いて言えば17年3月までに合併しなさいというようなものの中で、合併ありきでやってきたことが事実なんです。そういう中で町民、住民の皆さん方が今先ほど言われたように非常に期待されている、大須賀町にとっては合併が素晴らしい合併であるべきであるという、素晴らしいという言葉はどうかと思いますが、期待していることは住民たくさんあるわけです。そういう中であって、我々として見ると、ビジョンとか構想はもうこれでいいと思うんですよね。強いて言うなら、決めるものを決める前に大須賀、大東はどういうふうに掛川の衆が思っているのか。

このビジョンの中で南北道を非常に大事にしている。その中で元気になる、楽しくなる、安心できるまちづくりをしていこうという中では、少子・高齢化の中で、やはり救急車で来たときに大須賀町から掛川病院までなるべく10分ぐらいで行きたいよとか、いっぱいそういう期待を持って住民の皆さんがそう思っているんで、私は本当にそういう切実な願いの中で、住民の皆さんの声を聞いている中では、こういうビジョンの小委員会の中でなるべく早い時期に、こういうふうな構想の中で具体的なものを出していただけるのか。なるべく早くそういうふうな具体的に、大東、大須賀については、この南北道についてはどういたしますというものが出てきて、そこからまた道路ができるまで何年かかるかわからないような状態ではないかなと私は思いますので、そこら辺のことを小櫻先生に少しご説明願えれば、いつごろになったらどういうふうなものができるかがってくるかなというをお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

小櫻義明委員長　現在、新市の建設計画の重点プロジェクトの中でそういうのは入っていますし、その中で具体的に財政的規模あるいはどうなのかというのは、むしろこれから検討をさせていただくということになっています。

その中でも先ほどもちょっと発言ありましたように、やはり医療、福祉の連携、掛川の総合病院と大東の女子医大、それに地域の診療機関等々、それをネットワークでつなげて、さらに健康、福祉、医療という、そういうものを一体的なものにしてやっていこうという、そういうものも重点プロジェクトに入れています。

ただ、限られた財源の中でどれだけのことができるかというのは、これから詰めていきたいと思えます。

榛村純一会長　水野委員。

水野 薫委員　新しい1市2町が合併をするというのはある意味で本当に新しい市がやって来るんですよね。それで現在の掛川という一つの市街地があって、大東には市街地らしきものがあり

まして、それで大須賀と3つに分かれていますよね。僕は将来に向けて1市2町がどういう名称になるかは別にしても、新しい中心地といいますが、これが新市の中心になるところ、現状はこれとして、しかしそういう構想というのは新都市ビジョンの議論の中で出ましたか。

私は将来に向けてはこの辺をやっぱり新市の中心地にして、こういうまちづくりをするんだというような議論をしていただきたかったかと、そんなふうに思っていますので、ちょっとその辺をお伺いします。

小櫻義明委員長　　なかなか微妙な問題でして、1市2町一緒になってどこを中心にするかというのは簡単には決められない問題でありまして、むしろ1市2町をこういう形でつなぐ中で、それぞれが競い合って、どう人を呼び、引きつけて、魅力的なまちにしていくのかと。そういう中で、おのずから中心というものも決まってくるのではなからうかなという具合に思っています、この中でここを中心にするというのをビジョンの中で打ち出すというのは難しいというのが現実です。

榛村純一会長　　鈴木委員。

鈴木治弘委員　　新しいまちの人口密度は市部平均の約6割、市部の可住面積当たりの人口密度はそのほかの市に比べて4割と、大変人間がまばらに住んでいるまちになるんだろうと思います。言いかえれば、市街化が少ない。要するにこれから都市機能をできるだけ育てていただいて、若者が喜ぶようなまちをつくっていただくことが必要じゃないかと、そんなふう思うんです。

この資料を見ますと、小笠山に均衡ある発展を図るために、山麓に適切な機能を持った施設を配置するというようなことも書いてございますし、これに特に反対するわけではございませんけれども、また地域バランスを中心とした中心市街地と既設の市街地の振興を図るというような、総括的な表現だというふうに思うんですが、新しいまちは人口の少ない疎らなまちであるがゆえに、できるだけ中心市街地を重点的に開発して、緑を保存する地域は保存する地域として特徴を持った地域にする方が望ましいんじゃないかと私は思うんです。ただ1市2町にいろんな施設をばらまいて均衡ある発展というより、地域の特性をとらえた、それぞれ特徴を持った地域をつくっていただくというようなことが望ましいように思うんです。

何か特に2町に配慮されて山麓にというような表現になったのかわかりませんが、重点的なまちづくりをお考えなのか、あるいは総体的にまちづくりをする方が望ましいというふうなお考えか、その辺をお尋ねします。

小櫻義明委員長　　まちづくりの基本方針及び将来像の考え方のところで、新しく都市と田園の調和、健康長寿のまちづくりをつけ加えさせていただいたんですけれども、この均衡ある発展というのは平均化ではなくて、都市は都市として思いっきり魅力的に機能を充実させて、農村は農村として農村のよさ、田園のよさというものを思いっきり生かしていくと。そういう意味では田園と都市というものの個性というものをより際立たせて、それを調和させていくと、そういうのが私はこのビジョンで謳っていることだという具合に理解しています。

かつての高度成長期までの時代は都市という形にどんどん人が集まってきて、その魅力だけで人を引きつけてましたけれども、21世紀はスローライフということもこの中に出てますように、

やはり豊かな自然、田園環境の中で人間らしい生活を取り戻すということも非常に大きな魅力として人を引きつけるのではなかろうかと。その意味では均衡ある発展というのも平均化させるのではなくて、さっきも申し上げましたように思いっきり個性化、多様化をさせていくと、そういうまちづくりであるべきだという具合に私は理解をしています。

戸塚正義委員　大変短い期間の間にこれだけのビジョンをつくっていただいた、そのご努力を可とすることであります。私も短い日数の中で目を通させてもらったものですから、どれだけチェックできているか別として、強いて上げますと、水に対するビジョンが欠けているのではないかと。

この地域はご案内のとおり、最近でも大変大きな社会問題をこの水に関して起こしている。このことを探っていきますと、自然・環境系の体系図の中に上水の安定提供という程度に出ているんですが、この自然・環境系の中での表現だと、ここに流れる例えば掛川市の場合は原野谷川水系とか倉真水系とか逆川水系、あるいは大東町にしますと菊川水系ということになって、これは根本的に不足している状況なんですよ。

したがって、私はこの経済・産業・観光系あるいは都市基盤系の中に工業用水あるいは生活用水の安定供給という具体的なものを盛り込んでおく必要があるのではないかと、こんな感を持ったんですが、この辺がこの全体の中に含まれているのかどうか。

小櫻義明委員長　32ページの「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」の中で、3番目で安全で安定した上水の提供という形で水の安定的な提供体制ということは触れてまして、それにあわせて生活排水対策というのにもそこに入れたわけです。その次の資源循環型社会というのも水の循環ということも含めまして入れているつもりなんですけれども、水ということで、やはりこの地域いろんな問題多々抱えていますので、そういうものをすべて書ききれなかったと、そういう点はあるかもしれませんが。できるだけそういうことも含もうとしたんだという意図はちょっと理解をしていただければという具合に思います。

戸塚正義委員　了解しました。ご覧のとおり今回の指摘の工業用水が非常に苦慮しているということから問題が起こっている。それで新しい都市も、やはり田園都市といいながらも県下でも有数な工業地域になっている。それから現在残っている空間を考えても、かなりまた工業面での開発というのは進むのではないかと。

そのときにやはりそうした上水、飲料水だけでなく、工業用水的なものも当然都市基盤の中に入れておくべきじゃないかと、こんな感を持ったものですから質問させていただきました。

小松正明委員　先ほど来、新市建設計画策定の小委員長の小櫻先生にばかりご回答の機会がいろいろありますので、若干小委員会のご報告も兼ねてお話をさせていただきます。

先ほど来、牧野委員から何かバラ色のお話ばかりで合併が何のためにあるかと、その本義が語られていないのではないかとというご質問がございましたけれども、小櫻先生のお話がありましたように、今回のこの合併の本義というものが、合併特例債は10年間は一応認められておりますが、その後に来るであろう地方自治体へのいろんな経済的な荒波と、そういうものに耐え得る体質にしておかなくちゃいけない。あるいは体力をつけておかなくちゃいけない。そのためにこの10年

間において新市の中で何をやっておかなくちゃいけないかというものをもう少し真剣に考えたらどうだろうかというのが昨日の委員会の中でも意見として出されております。

そういう意味では何かシンボリックな華々しいものを作って合併のシンボルだというようなものもないわけではないわけですが、しかしながら本当に今までできなかったけれども、この1市2町になって、やっと意識が一つになり、そして今この10年、そして特例債という財源的な手当の中で本当に今やっておかなくちゃいけないものは何か。それがこの合併の重点プロジェクトであったり、あるいは主要事業であると、こういう認識だということで委員会の中では一定の方向が出ております。

それからもう一つ話の中で出ましたのは、今後の日本全体を覆う一つの問題として、先ほど少子・高齢化という話もありましたが、日本全体が人口が減る社会になる。ということは、都市においても人口が減る社会になる。今までは都市計画でも何でも外へ外へ、発展、発展の圧力をどうコントロールするかというのがまちづくりの一つの手法でありましたけれども、これからある意味どんどん撤退を、あるところまでいくと撤退が始まる事態になるのではないかと。そういうことに対しても新市の計画というものは耐えるようなまちづくりの準備を、備えをしなくてはいけないのではないかと、そういう視点もあるのではないかとという意見もこの中には出ております。今回の資料の中では、まだ2015年まで新市の人口は微増であると、こういう前提で一つの計画がつけられておりますが、これすらも本当にそういう前提でいいのだろうかという視点もある程度必要なのではないかと。

そういう意味において、本当にバラ色はバラ色なわけですが、それにしても脇を引き締めて体力をつけるのが、本当にこの1市2町が一体となった10年間であるというふうに認識をしておりますので、あわせてそういう視点も皆さん方のチェックの目の中に加えていただければと思います。

以上でございます。

榛村純一会長 滝沢委員。

滝沢恵子委員 このビジョンの中には本当に意見の反映という意味でいろんなことが網羅されていると思うんです。

私も委員会にずっと出席してきまして、昨日の委員会の中で、今助役もおっしゃいましたけれども、本当に筋肉質のしっかりした自治体をつくらなければいけないという言葉にちょっとはつといたしました。本当に理想のものをいろいろ上げているんですけども、それらはもちろん強調するものと、少しずつやっていくものと、いろいろあるんですけども、それらが本当に一緒になったことで合理的で本当に経済の安定があって、住みやすい便利性、快適性のある町になるかということをもう一度確認しながらチェックして、これが本当に必要だということをする必要が、まだまだ委員会の中でもあるなというのを昨日感じました。本当にそういうのはまだ皆様からも意見を出していただいて、もう一度小委員会の中でも確認していく必要があるということのをすごく感じました。

以上です。

榛村純一会長　この網羅的なお話と私の方で勝手に知事さんに報告と、それから今後この地域についてお願いしたいという項目だけ、12項目羅列したのがありますので、ちょっと配付して、両にらみでお願いしたいと思います。これは知事初め県幹部、県議会等に、この地域をごく10分ぐらいで説明できるようまとめた報告であります。

恐縮ですが、ちょっと読みますと、ご報告として今まで協議したことは省きまして、3番目の新市の諸元と特色ということについて。人口は11万4,328人、面積は266平方キロになりますと。南北30キロであるということですね。これを70キロで走ると12分で結ばれるわけですが、そうもいかないだろうということです。農業総生産額244億、工業生産額1兆2,000億、東西の大動脈があると、3つの城があると、2つの宿場があると、そして報徳社と吉岡瀨生記念館、男女共同参画、生涯学習といろんなこともあって、こんなことを中心にしてまとめると、海と平野と山と、平野と山と、東西の大動脈、小櫻先生がおっしゃったサンドイッチ都市と。そしてこれをビジョンとしては新都市を30キロ30分圏というのを15分圏になるようにカットしていくと、あるいはバイパス化していくと。そして防災機能を強化していかなきゃいけない。それから保健、医療、福祉、介護が、東京女子医科大学もあるので最も充実をして、それから小学校が23、中学校が9つ、高等学校が4つ、大学が1つということで、その連携の生涯学習施設。それから海と小笠山と3つの城と、そういう自然歴史文化の公園都市的なものと。それからお米とお茶といちご、メロンなど農の文化と地産地消、食の文化の豊かな都市。街なか再生、先ほど出ました核機能というのをやっぱりつくらなきゃいけない。今交通の核機能、東京と結びつく核機能としては新幹線の駅とか、インターがあるわけですけど、商店街とか街なかの核機能というのはどういうふう形成するかということですね。

それからあと住宅地を美しくすると。そして工業団地、工業誘致の話ですね。それから観光政策、住んでよし、訪れてよしの都市。それからこの地域は外国人労働者も4,000人等になるわけで、外国人労働者対策とか外資系企業の関係、大須賀町には有力なコーニングジャパンがありますけど、そういうものとか。それから松本亀次郎と中国交流で何か文化的な国際化について一つビジョンができないか。それから行財政改革の徹底による住民参加システムと地域コミュニティ。コミュニティをどういうふうにつくりあげていくか。

大体こんなことが知事に対して説明したときの1ダースの可能性ということですが、これと網羅的にまとめていただいた小委員会のものとあわせもって考えていただければいいんじゃないかというふうに思っております。

それから私が会長として合併の効果とか、何のための合併だということをよく聞かれたり、合併すれば何かいいことがあるか、どういう変化があるかということ聞かれたときに、非常に困ることと同時に、私が説明していることは3つあるんですね。

1つは、これから変化があるときに国際化とかグローバル化だとか、時代とか、時代と世界の変化というのを合併の変化と混同されては困りますよと。もの凄く時代の変化と世界の変化があ

るんだと。それとその次に制度、政策の変化がくると。その制度、政策の変化も、これまた合併の変化とは違うんで、制度、政策で変化、そして合併したことによる変化と、3つ変化があるわけですね。その3つの変化を全部合併の変化に責任転嫁されちゃうとおかしくなっちゃう。

だから、そういう点では住民、市民の方にそれをわかれということは無理ですが、しかし一人一人は、今のパソコンやインターネットを駆使している人たちは時代と世界の変化、これはもう非常に敏感にキャッチしているんですね。制度と政策の変化というのはわかってないんです。それが三位一体改革がどうなるかわからんもんですからね、それでちょっと曖昧なんですね。それで合併したことによる変化と。

このことが今までだったらそれぞれ1市2町の役場へ行けば、何とかそのことについては答えが出た。今度は一つになるとどういうことになるかという不安があるというようなことがあるわけで、その3つの変化が一遍にくるとということで、今日30人委員会の委員の方々もぜひ住民、市民の方々に全部の変化を合併の変化ととられないようにしていただきたいと、こう思うわけです。

そういうことをちょっと申し上げますが、何か合併ビジョンはまだこれから具体的な計画まで入れますと、あと約1年あるわけですね、完全にまとめるまでに。ですから、今日別に結論出す話じゃないんですが、方向性として、先ほど工業用水の問題はもうちょっと書き込んだ方がいいんじゃないとか、いろいろご注文あると思います。ほかにもうちょっとこういうことを強調した方がいいとかということはいかがでしょうか。

今度、大倉町長さんとこの間お話しして、東京女子医科大学の責任者に面会していただいて、保健、医療、福祉、介護について、この新都市にどういう協力をしていただけるかとか、どういう提携関係があり得るかとか、そういうことについて一緒にお伺いに行こうということになります。

石山信博委員 この新市建設計画の中で、私は活発な産業活動が営まれるまちというのに大変な興味を持っているんですけど、この1市2町の産業を見てもみると、第1次産業は同じ類似都市に比べて非常に突出しているというように思います。それはお茶とかハウスものとか大変優れたものがあるというように感じているもんですから、あるいは生産額にしてもそうなんですけども、大変これは突出しているというように思います。そしてまた第2次産業、工業出荷額も類似都市に比べて非常に高いものを持っているということで、この第2次産業もほかの類似都市に比べて突出しているというように思います。しかし、第3次産業を見てもみると、ほかの類似都市に比べて非常にまだまだ劣っているというように思います。ですから、活発な産業活動が営めるということになりますと、この第3次産業をもう少し勢いづけないといけないんじゃないかなというように思っております。

この34ページを読ませていただきますと、かなりその辺は配慮した内容になっていると思います。合併したときに合併して良かったな、あるいは合併して寂れたなということを何で計るかというのは難しいんですけども、簡単な見方としては、今までのまちがどうなったかと。例えば大東、大須賀さんのそれぞれの既存の商店街がどうなったかというのは、これは10年後ぐらいに

大変大きなウエイトとして合併が成功したかしないかの判断材料になってくると思うんですよ。

そういうことを考えますと、この に地域商業の活性化と、新市の各地域の商店街の活性化を図るということで書いてありますけど、これ大変大事なことだというように思います。確かに中心商店街、核になる商店街も必要だというふうに思いますので、それはそれでしっかりやらなきゃいけないと思うんですけども、各地域のという、ここが大事だというふうに思いますので、これから細かく議論していく中でぜひご配慮いただきたいというふうに思います。

榛村純一会長　それでは、この後大分協議事項とかありますので、この辺にとどめたいと思いますが、私からちょっと小櫻先生あるいは委員会の方をお願いしたいと思います。

今の石山委員の発言と共通した面ではありますが、やっぱりこの地域は何で飯を食うかと。雇用の機会が多いとか、飯を食う飯の種が多いと、そういうまちをつくるのが一番大事なことだと思うんですね。そうしますと、海と山と街道の連携というのは言葉としては綺麗ですけど、今や海で食っている人がどれだけいるかという住民はそんなにいるわけじゃないし、余り海で上がりはないんですね。それから山ではというと、林業は廃れていますし、しいたけも中国から来ちゃうし、山で暮らしている人はいないんですよ。だから綺麗な言葉としては海と山と街道で、綺麗な言葉の掛け算効果は環境的にはわかるんですね。しかし、飯の種的にはやっぱり平野が問題ですよ。そこで220億ある農業総生産額をどうするか。それから1兆2,000億の工業をもっと先端技術化していくとか、そういうことと。それから生活が便利のように商業集積をどう配置するかと。こういうことをもうちょっと全面に出していただいた方がいいんじゃないかと私は思うんです。

小櫻義明委員長　私もこういう都市ビジョンなり新市建設計画をつくって、それなりの書式だとか形式というものがあまして、そこにすべて配慮すると、やはり非常に網羅的で体系的にならざるを得ないと。

ただ、これは静岡市の場合もやっているんですけども、例えばお年寄りにとって合併とはどうなのかとか。あるいは地域別にいうと大東町の町民にとって合併とは何だったのかという、そういうことを後の建設計画の中のプロジェクトをいろいろ組み合わせながら、合併することによって、例えば若者にとってこういうものができる、こういうことが広がってくると。そういう形で、それぞれにこの都市ビジョンを住民の皆さんに、こういうことをやりますよというのではなくて、私はある種の舞台を、土俵をつくっている、提示している。その上に乗っかって、例えば女性であればこの上にこういうビジョンを、こういう事業を活用しながら、こういうまちづくりを進めたらどうだと。そういう形でこれから広めていったらどうかなという具合に思っています。

そういう意味では計画として形式となると、やっぱりこの体系というのはなかなか崩せないものですから、具体化とか、あるいは実際に市民の皆さんに提起をするときにもう少し崩してわかりやすくという具合に考えています。また、これは小委員会の中でぜひ議論をさせていただきたいと思います。

榛村純一会長　それでは、一応この方向性をご了承していただいたということで、次に進んでよ

るしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、報告第6号 新市名称候補選定小委員会報告についてをご説明申し上げます。小松委員長。

小松正明委員長 新市名称候補選定小委員会委員長の小松でございます。

お手元の資料の25ページ、26ページをお開きいただきたいと存じます。

この新市名称候補の選定につきましては、7月15日の第3回任意協議会でもって公募をするということ、並びに選定基準についてご了解をいただきました。その後8月15日から9月16日の1カ月間にわたりまして、応募はがき、それからインターネット、Eメール、官製はがき、ファクスと多様な手法でもって全国を対象に公募をかけたというものでございます。

去る10月7日の火曜日に、私ども委員9名全員出席のもと大東町役場をお借りして第2回の名称候補選定小委員会を開催いたしました。その中で事務局からご説明があったのは、応募総数は全部で1,372票でありました。うち既にほかの市の名前に使われているなどの無効票を除きますと、有効票が1,320票でありましたということでございます。応募方法、男女別、住所別、年代別は資料をご覧くださいとしまして、ポイントだけ申し上げますと、うち応募数の上位名称というのが26ページのウのところに書かれております。今回の1,320票による名称の種類は全部で285種類あったわけですが、その中で票数の多かったものの上位10傑をこちらに載せていただいております。

1,320票中1位が漢字の「掛川」で558票。次が平仮名による「かけがわ」で55票。それから3番目が「遠州」。これは実は磐田を中心として1市3町1村の中でも遠州市というものが候補に上がって、落ちたやに伺っておりますけれども、こちらの中でも遠州市がいいのではないかというのが54票ございました。4番目が「三城市」。これは3つの城が新市の中にはあるということだろうと思います。5番目が漢字による「新掛川市」と41票。以下、6、7、8、9、10と、このような流れになっております。

10月7日に開催いたしました小委員会では、今後これらからどういうふうな形で絞り込みをするかというご議論をさせていただきまして、第1次選定において9名の各委員がこの285種類の中からそれぞれ数点を選ぼうと。事務局原案は、まず5作品をそれぞれ選んで絞り込もうかというお話でご提案しましたが、委員の中から3点でいいじゃないかというご発言があり、各委員3作品以内を選定し、事務局に理由を添えて報告をしようというのが前回議論の結果としてなりました。また、その結果については、第2次選定はこれから以降また行われますが、それで一度整理をした上で、次回には各委員が2作品ずつを選んでもう一段階の絞り込みを行い、その中から5点程度を選定する方向でどうかということで、委員全員のご理解を得て、そのような形で協議を進めさせていただくということになったというのが現段階でございます。

今後のスケジュールにつきましては、第3回小委員会を10月23日に開催する予定になっており

ますが、ただいまご報告を申し上げた選定方法でもって集計の結果を報告していただき、名称候補の決定を2票ずつの中で絞り込みを行う。その後、選定理由等の検討も行いながら、11月に開催の本協議会に名称候補5点程度をご報告を申し上げたい。これがただいまの現状でございます。以上でございます。

榛村純一会長 お聞きのとおりでございますが、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、ただいま申し上げたようなスケジュール、手続で話を詰めていくということによろしゅうございますか。石山委員。

石山信博委員 了承いたします。ただ、ちょっと注文があるんですけど、この次に出していただく資料の中に、この全体での上位10傑まであるんですけども、全体でのものも必要なんですけども、掛川市では何が多かったか。大東町では何がかったか、大須賀町では何がかったかという、その地域によって多少違うと思うんですけども。それも中へ挟んでいただくと、いろんな議論のときに判断の材料になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小松正明委員長 一応事務局的には整理は行われておりまして、資料は整っております。

お手元の別添に新市名称候補選定小委員会参考資料というものがござひます。その中の18ページに記載がござひます。居住地別応募数順一覧表というものがござひます。こちらの中で、もしかしたら協議の委員さんだけにしか配付されてないのかもしれないかもしれません。ちょっと傍聴の方には失礼をさせていただきますが、ご報告だけ申しますと、掛川市在住の中で一番多かったのも漢字の「掛川」、大東町でも漢字の「掛川」、大須賀町でも漢字の「掛川」。その他市町村からの応募の中でも一番多かったのは漢字の「掛川」という結果でござひました。

2位についてはややばらけまして、掛川市在住は平仮名の「かけがわ」、大東町の方では漢字の「三城」、大須賀町の方は漢字の「遠州」、その他市町村は「遠州」というような形でござひました。

漢字の「掛川」が各1市2町、あるいは他市町村からも一番多かったわけでございますが、必ずしも小委員会の中でも応募票数そのものが選定の前提にはならないということもありますので、一応ご参考程度にとどめさせていただきますたいと思ひます。

榛村純一会長 ほかにござひませんか。

それでは、先ほど申し上げたように今後の手続を踏んで話を絞っていきたくと思ひます。それでござ承いただけますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、報告第6号は了承されました。

次に、協議事項に入ります。

協議事項は、協議第2号の合併の期日と協議第5号の議会の議員の定数及び任期についての協議であります。

前回の第4回の協議会におきまして、いろいろな意見や立場もあり、そして多くの住民の皆さんの意見を聞くべきではないか。もう少し協議を深めるべきであろうというご意見もあり、またいろいろな関連性も強いので、2つの協議項目はそのまま継続協議の取り扱いになっております。このことについて、今日また同じ協議事項を取り上げるわけでありますので、過日、首長会議あるいは助役も入れた1号委員会議でその取り扱いについて協議をいたしました。あくまで前提は市民、住民のご意見をよく聞いて、それからいろいろな時代の判断を聞いて、さらに議員の方々がご自分のことにも関係しますので、議会同士で話をさせていただくといういろいろなことで1カ月余が過ぎたわけであります。

今日はそれを議題として取り上げるわけですが、一応首長会議で首長の見解というか、これからの絞り方について議論の叩き台といいますか、こういうことがこの場合には言える。この場合にはこういうことが言える。あるいはこういうことを考慮するのでこうなるというような試案をまとめてありますので、皆様のご了解のもとにそれを配付して、それから議論を深めていただきたいと思います。それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　それでは配ってください。

よろしいですか。それではちょっとこの3人で検討したものでありますので、私が代表させていただきます。簡単なご説明を申し上げます。

これはいずれも重要な案件であります。基本的な方針、考え方として4つ考えました。

それはアンケート結果では経費節減、行政効率の向上等が合併効果で一番多かったもので、やはりそのことの民意を尊重しなければならないだろうと。

それからもう一つは制度、政策が今度大幅に三位一体改革で変わりますので、行財政改革への強い姿勢を議会自らが模範を示していただいて、新市役所の改革をリードしていただきたい、これは首長としての願いです。

それから新しい住民参加システムや支所機能強化で民意の反映と行財政の継続性を確保すると。あくまでやはり支所機能とか住民参加システムをどうするかということが非常に民意の反映上、大事ではないか。あるいは継続性上、大事ではないか。

それから4番目として、新議員は新都市全域のことを考える人材が選出されることが望ましいと。大東から何人出た、大須賀から何人出たという形で考えるべきではなくて、掛川の人も大東、大須賀のことをよく考える。大東、大須賀の人も新市のことを考えるという立場で選ばれるようなシステムにはどうしたらいいかということであります。

それから選択肢の条件と比較ですが、合併の期日に関しては大須賀町の町議会議員の選挙の前にするか、それから年度末にするか2つに1つに絞られてきたと。そこでその場合にさらに日にちを決めるとすると、電算システム統合にとってベストは土日休みあけの月曜日となる。つまり土日で電算システムを休んでいるときに変更すると。そして月曜日に期日と、これが一番いいと。それから移行準備調整期間を最大限確保できる方がよいか、合併が早い方が、もう決断したんだ

から1月でやった方がいいと、そういう十分協議時間を設けるか、そこに3カ月ぐらいの違いがあるわけですが、その2つと選挙の問題を考える。

そして、その結果として期日は2つに絞られました。2つに絞られたといのは1月24日の月曜日と3月28日の月曜日であります。

そのさらに変化として、在任特例を使うか使わないかということについて、原則どおりでいくという考え方について、その目的と効果はこうなると。課題となる事項はこうなると。適用すればこうなるといようなことを、それぞれ24日の場合と28日の場合と、2つずつ想定して比較してあります。この比較のことや課題となる事項、懸念される事項というのは、人々の解釈によっては、これは別に課題じゃないよ、懸念じゃないよという人もあるかもしれませんし、もっと別の懸念材料があるかもしれません。

それから一番議論の多いところの議員定数ですが、法定で11万5,000人程度の町の上限が34人ということではありますが、アンケート結果で見るとおり、住民の意思から離れて、住民不在とか合併の意味がないと批判されるように思われると。これは予想される新市民の評価や反響を当局においてシミュレーションでいろんな人たちに聞いてみたんですね。その結果そういうような意見が多かった。それから30、32人の場合は、法定定数と同規模都市の平均定数の中間ぐらいになると。根拠に曖昧さが残るといようなことで1と同じ批判になるおそれがある。それから27人は全国の同規模都市における平均数であると。住民も反対する理由は少なく、まずまず常識的な選択をしたと思われるのではないかと。それから24人、県内及び全国の同規模都市に複数の同じ例がある。行政改革の志が高く、合併の意思を強く含んだ英断と指示されると思われる。これちょっとやや誘導的です。恐縮ですが、決してそうじゃなくて、住民、市民の有識者に聞いたときそういう意見があったということです。

以上が今日の協議事項の一番議論の分かれるところというか、あるいは対応の違うところだと思いますが、これをひとつ率直に議論を深めていただいて、ご協議を願いたいと、このように思います。

戸塚正義委員 私この任意協議会を立ち上げた段階のアンケート調査のときにも申し上げたんですが、このアンケート調査というのは非常に危険をはらんでいる。やり方によってはそちらへ方向づける、こういうおそれがあるわけなんです。しかもその分析をどういうふうに持っていかということによっても、かなり変わってくるということ。

この基本方針をご覧になっていただきますと、でアンケート結果では経費節減、行政効率の向上等で民意を尊重するということになりましたが、アンケート調査はこのことだけ調査したわけじゃないわけなんです。ご案内のとおり問7では確かにその合併による期待を質問している。しかし、問8に対しては合併に対してどんな心配がありますかということ、この点は何にも触れていないということでもあります。さらに分析をいたしますと、この合併による効果の期待の中で、十七、八項目出ておりますが、今言った人件費の節減とか経費の節約ができるというのは1項目だけであって、あとは広域的なこととか公共サービスだとか、地方分権だとか、ほとんどの

項目が合併をしてからの期待へかけている。それに対して問8ではどうということになるかといいますと、すべてのものが合併に対する不安、戸惑い、心配のことがこれだけ項目出ている。

さらにこの件数を分析しますと、効果へ投票された方が4,849人、それに対して不安に対して投票した人が5,077人、非常にこの心配に対するアンケートを出された方が多いということなんです。このことを何も触れないで、さあどうだというのは非常に片手落ちではないか。意図的なものがあるのではないか。こういう心配をするわけなんです。

したがって、私はこれは慎重に諮るべきだ、このように考えます。あとはまたこれからの議論の中で申し上げたいと思います。

榛村純一会長 松本委員。

松本恵次委員 会長さんに伺いたいんですが、これは期日、それから議員定数、この特例ということは一つずつ順番にやっていくということでしょうか。それとも全部絡めて議論していけばいいのでしょうか。

榛村純一会長 それは相互に関連性がありますので、一遍に議題にしていますが、期日はやや独立的な話ですが、しかしやっぱり選挙と関連して、議員の身分とも関連しますから抜きにはできません。ですから結論を出すときは、これは首長会でも、議員の方々も同意されると思いますが、最終的には決をとらなきゃいけない。全部満場一致になることはあり得ないだろうと思うんです。ですから、あらかじめ1市2町の、大東、大須賀、掛川で委員同士で決めて態度を望むのではなくて、この30人は独人機関として一人一人の判断で意見を言っていただくということしていきたいというふうに思っています。この3つのことについては今のところは議論を相互に交わしながら議論していただくと、こういうことです。

松本恵次委員 特に特例に関する問題ですけれども、この件が持ち越しになりまして、ほぼ1カ月ぐらい経つわけですけれども、私も町内のいろいろな方々といろいろな場でお話をしてきたわけですけれども、やはり合併の最大の目的というのが行政改革であり、経費の削減であるということと言われる方が大変多い。そういう中で、やはりこの問題が今後の新しい市の行政改革に対する態度だとか、経費節減をしてより健全な財政にしていくんだという、そういう姿勢をひとつ占うような問題だというようなことをおっしゃる方もありまして、やはりこれは特例は使うべきではなくて、選挙をして新しい市をスタートしていくべきだという、そういう意見が大変多いというのも、私が話をする中では全部の方がそういうふうに言っていました。ここ1、2週間は時々電話もいただくわけですが、やはり即選挙をして、そういう姿勢を示していかなきゃいけないんじゃないか、そういうようなお話が大変多い。

これは私の独断と偏見もありますが、大東町をとってみると9割5分ぐらいの方がそう考えているんじゃないかと思ってしまうぐらいの、やはり大勢の方がそういうふうに話をされています。ですから、やはりそういう意見を伺っても、やはりこれは特例を適用するというのは、これはとても町民の支持は得られないんじゃないか、そんなふうにこの1カ月余りで感じております。

またこれは掛川の私の知り合いから伺ったんですが、前回の掛川の市議会選挙では合併、そし

て任期を2年ということ半ば前提として、この選挙をされて定数も減らしてやってこられたというようなお話も私は伺って、さすがに掛川の議員の皆さんは違うな。立派なお考えで選挙されたなど尊敬の念も持っているわけですが、そういうことも考えてみますと、やはりこれは特例を使うのは、市民の理解は、町民の理解はととも得られない。これは掛川市民も、それから大東町民、大須賀町民も私は同じではなかろうかな、こんなふうに思っているところであります。ですから、使うべきではない、こんなふうに私は思います。

それから、一つ事務局の方にちょっと伺いたいんですけども、経費の節減、節減と言いましても、実際どの程度の経費の節減になるのか。思ったほど経費の節減にならないのなら、これまた考え直す要素もあるだろうと、そんなふうに思いました。また先日、私に電話をくれた方なんかは、それはどういうふうな計算をされたかわかりませんが、1億近くのお金がかかるんだぞ、それでいいのかというようなお叱りも受けたりしております。

そんなわけでちょっと事務局にお伺いしたいんですけども、この特例を使った場合、ここの資料にもありますけれども、法定数の最大限の34人のケース、それから余りたくさんでも何ですので、全国の同数規模における平均的な数の27名、それから同規模都市における最低数でもやっているところがあるんじゃないかという意見もあろうかと思っておりますので、この24人。こういう場合を、これはあくまでも仮定で現行の掛川市会議員の報酬でもって見た場合に、特例を適用するとしないとどんな差が出るのか。どんな節約ができるのか。これはやはり町民、市民の一番知りたいところでもあるんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

松井事務局長　ただいまのご質問でございますが、議員報酬、それから手当をシミュレーションした場合にはどれだけの差が出るのかというご質問かと思っておりますが、新議員さんの報酬が幾らになるかというのは、これはまだ決まった話でございませんので、今のご質問ですと、今の掛川市の議員さんの報酬に合わせた場合という仮定でよろしいのでしょうか。

それではお答え申し上げますが、現在1市2町で支払われている議員報酬、それから手当、この総額につきましては全部で2億5,518万2,000円ほどでございます。そしてこれが掛川市の議員報酬額で54人、そのまま在任をされたという場合には、この全体の総額が3億1,376万9,000円ほどになります。それから法定定数の上限の34人の定数で、なおかつ掛川市の今現在の報酬額でいった場合、その総額は1億9,838万9,000円ほどでございます。それから、27人の定数でいった場合1億5,800万円ほどでございます。それから24名でいった場合にはおよそ1億4,070万円ほどでございます。

ですから、54人の在任でやった場合の報酬額との差でございますが、34人で定数との差額につきましては約1億1,500万円ほどの差額が出ます。それから27人の定数でやった場合は、54人との比較を見ますと約1億5,500万円ほどの差額でございます。24人の場合は約1億7,300万円ほどの差額ということになります。

以上でございます。

松本恵次委員　ありがとうございました。

戸塚正義委員　ただいまの分析も一理あるわけなんです、先ほど申し上げたように、この持っ
ていき方によって非常に問題があるということなんです。というのは、今の説明は54人を上限に
すべてあわせたときの金額ということなんです、全国の中で在任特例を使う場合には、合併す
る前の歳費でそのまま在任期間を過ごすということも取り入れているわけなんです。要するに1
市3部制ということも考えられる。その場合には今言った数と大幅に変わってくるということに
なると思います。その辺もただ単純にそのことだけで判断すると、そんなに大きな差があるなら、
それは当然使うべきじゃない、減らせと、こういうことになると思うんですが、その辺も非常に
慎重に報告をしていただきたい、このように思います。

榛村純一会長　ほかに何かございますか。中井委員。

中井明男委員　会長さんに質問ですが、よろしいですか。

前回の8月19日の協議会のときにも意見としてちょっと触れたことですが、この協議会の会議
運営規程、表決は全会一致を原則とするというのがありまして、ただし書きで、それによりがた
い場合は3分の2以上の合意で決するということがあります。今日こういった資料も出していただ
いて、今から議論を深めていく上で、そのあげく表決ということになった場合に、全会一致は
どうも得られない気があって無理だということで表決採決をとったところ、3分の2にいかない
という場合も可能性としては出てこようと思います。

この運営規程の中ではそれだけしかありませんで、この規程の最後の方、委任規定で規約第10
条にこの規程に定めていないことで必要な場合は会長が定めるというようなのはありますが、も
し仮に挙手による採決で3分の2に達してないというと、そのままいきますと不成立みたいな
こと。私は初めから何とかこの合併は実現をさせたい。でき得れば穏やかに、円満に進めて、早
く実現をしてもらいたいと。こういう気持ちでおりますが、そうなりますと、前に進むどころか
また再協議をしなければならんとかという事態も生じかねないとなると、委任規定の会長が別に定
めるという、この規約の第10条の関係ですが、何か3分の2でも見込みとして無理だという場合
は、やむを得ず過半数でも決める方向を出すとか、そういうお考えはあるんでしょうか。ちょっ
とこのことをお聞きしたいと思います。

榛村純一会長　この首長会議で議論したのは、できれば満場一致が望ましいと。しかし、やむを
得ざるときは30人の委員の方一人一人が何町代表ということではなくて、一人一人の判断でやっ
ていただいて、議論を尽くせば必ず3分の2になるようになるであろうと。それもさっき松本さ
んがおっしゃいましたけれども、この3つの問題を別々に決をとるようになりますから、どれか
が成り立たないということもあり得るんですけど、議論を尽くせば3分の2になり得るだろう。
またそのくらいがなければ合併してから問題が多くて駄目じゃないかと、こう思うんですね。

したがって、その次の話としては、今日は結論が出ないだろうと。今日は議論を尽くして、そ
してもう一遍市民、住民に意見を聞くと。先ほどうちの議長からアンケートは誘導制もあるし、
反対の答えも十分ある。そういうこともわきまえた上で、もう一遍住民、市民に聞いてみる。特
に40歳以下のインターネット、パソコン世代によく聞いてみるというようなことが大事だろうと、

私はそのように思っていますので、会長権限で最後にどう決するかというのは、そこまでの状態は考えておりません。

今のところは、今日のところは十分議論、いろいろ試案を出させていただいたのも問題があるわけですが、これを一つの叩き台にさせていただいて、そして衆議院選挙もありますので、そのときの世論も入れて、次の11月18日に決着をつけたいと、こういうふうに思っています。

石山信博委員　今お示しをいただいた基本方針なんですけれども、私はこれはこれで基本方針はいいと思います。そのとおりだというふうに思いますので。ただ、経費節減、行政改革の向上等が民意でということで、これはもう前々からそう言われてますし、最大の行政改革は合併だというふうに我々も考えていますので、このとおりだというふうに思います。

しかし、合併の効果が出るのは合併した次の日ではないんですよ。合併がいかにスムーズに行われて5年、10年先の話なんですよ、効果が出るのは。ですから、合併と同時にあれもこれもみなやめちゃうというようなことになったら激変ですよ。ですから、我々はいかに激変緩和をして、スムーズな合併を行わせるかということの方がずっと大事だというふうに考えます。

そういう意味からすると、新しい住民参加システムのことが書いてありますけど、これは当然つくっていかなくちゃいかんというふうに思います。現在54人もいる議員ですので、こんなに大勢でやるわけにはいかんというふうに思いますので、当然ですけれども、もう少し減らしていくということになるわけです。しかし、先ほど戸塚議長さんもおっしゃってましたけれども、合併によって住民が何を心配するかといいますと、そういった心配の中に、大きなことに我々の身近ないろんな話を聞いてもらえないじゃないか。住民の声が行政の中に反映されないんじゃないかというような心配を持っていると、こういうことでございますので、この新しい住民参加システムをつくるのは必要だというふうに考えています。しかし、この住民参加システムというのは、つくったらその日から効力を発生するわけじゃないですよ。つくって、勉強して、実際にそういったものが効力を発生するようになるには2年、3年かかるわけですよ。そうすると、それまでのつなぎというのは、どうしてもこれ議員がやっていかなくちゃならないというふうに思います。

その後には新議員は新都市全域のことを考える。当然ですよ、これは。当然だと思います。しかし、当然だと思うんですけど、しかし例えば17年3月に合併をした場合には、16年の決算は17年の9月議会でやるわけですね。17年の9月議会で16年の決算をやる。16年の予算を組むときにいなかった議員が、17年9月に16年度決算をするということは実質できないんですよ。合併と同時に町長もいなくなる、助役もいなくなる、収入役もいなくなる、教育長もいなくなる。そして議員はほんの数人になってしまったと、こういうような状況の中で、例えばですけれども、失礼があったらいけないんですけども、大須賀町さんの決算を我々掛川の者たちが、万が一選挙が行われて私が当選したらという話ですけれども、私が9月議会で申し訳ないですけど、大須賀町さんの、あるいは大東町さんの決算をすることはできないですよ。わかんないです。そして誰がするんですか、それは。大東町さんや大須賀町の議員さんが大勢当選してきてくれれば、それはできるでしょうけれども、我々議員としては予算を組んだ、あるいは予算を認めた責任が

ありますから、当然決算にも立ち会うということは必要だというように考えますので、議員の責任として、16年の決算が終わるまでは我々の責任があるというふうに私は思います。

ですから、この基本方針については、これはこのとおりだと思いますので、いいんじゃないかというふうに思いますけれども、そういういろいろ表面に見えない部分で大事なことがあるということをご3号委員さんにもわかっていただきたいし、傍聴の皆さんにもわかっていただきたいというふうに思います。

住民の皆さんについては、我々が選挙をやるときもそうですけれども、我々を送り出してくれるについては延べ何百人という人たちが活動をして、自分たちの意見を反映させるための代表を送り出しているということですので、やはりそういった人たちの気持ちも十分汲んで、これには対処していかなくちゃいけないんじゃないかな。目先だけの経費節減ではいかんというように強く思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

滝沢恵子委員　　ちょっと話が前の方にいきますけれども、さっき一番初めに市民、町民の不安というところが出されていたんですけれども、私が一市民として思うには、日本は民主主義と言われつつ民意を本当に反映していないで、上だけ、上層部で決めているんじゃないかという考えが市民には凄く、市民というか国民にも凄くあると思うんですね。

この合併において何が不安かという、例えば私なんかも考えて、合併して新しくなると言われつつ、本当は何も変わらないんじゃないかとか、また一部だけで決めたことであって、今まで自分たちがこうしてほしいといったことが何も反映されないで市民を無視したやり方になってしまふんじゃないかとか、折角のお金も無駄な建築費とか、そういう部分に使われてしまふんじゃないかとか、そういうところに不安があると思うんですね。つまり合理性がない、そういうところに日本の悪さとか、地方自治体の悪さというのがあると思うんですね。

私はここに出ているに当たって、やはり市民の声を、皆さんの声を反映しなくちゃいけないなと思っているんですが、周りの方に聞いてみると、本当に変えてほしいということと、保険費用を削減してほしいということはよく聞きます。実際、先日一人の目上の方からお手紙をいただきまして、そういう特例を使って議員任期の延長を行うということは、私たち50代、60代の市民の意見とは全く反対のもので、ぜひ協議会でご意見くださいという意見をいただきました。その方たちは割と、一部なのかもしれませんが、この合併に凄く興味を持っていて、シンポジウムなどにも参加されている方だと思うんですね。そういう方たちの意見を一応ここで代弁させていただきます。

以上です。

榛村純一会長　　ほかにいかがでしょうか。原田委員。

原田新二郎委員　　掛川の委員の方々からいろいろご意見がありましたけれども、どうも掛川同士で喧嘩しているわけではないんですけれども、納得のいかないというような点が内にあるわけです。

このアンケートというものは偏りすぎるということは、これは十分承知しております。そのアンケートの持っていき方で右に行ったり、左に行ったりするということはありませんが、もしこの

アンケート以外の方法で正しい方法をキャッチするのは、それではどうしたらいいかということ、私はアンケートは余り頼りにならないというなら、頼りになる方法を提案しなければ、これは方向性がなくなってしまうと。だからやっぱり代案がなかったら、このアンケートは私は尊重すべきだと、こういうふうに考えます。

それから、石山さんから、議員の立場から言いますと、予算を組んだら決算はちゃんとする責任がある。これはよくわかります。しかし、できないことを言っている、これは始まらないことであって、それならそれはどういうふうにして解決していこうかと。企業なんていうのは常にそうなんです。常にいろいろな山があつたり、川があつたりするんですが、それをどういうふうにして解決していこうかということで日夜没頭しているわけですから。そのできない、大変だなということは私もよくわかります。石山さんは例えばだから特例法を使って延期しようということを行っているわけではないかもしれませんが、もしそういうふうにとった場合には、そういうような難問題はどういうふうにして解決していったらいいかなということまで協議をして、その上でやっぱり住民の一番要望している行財政、政治の縮減とか、こういうことに私は向いていかないと、いつまでたっても進歩がないと思いますので、そういう点はひとつ解決していこうじゃないかというような考え方をさらに持っていただきたいと、こういうふうに思います。

戸塚正義委員 原田委員からのアンケートに対してのご指摘は、私も決してアンケートが無意味だとか、そういうことじゃなくて、当然民間あるいは住民の意見を吸収する最善の、まず考えられる方策だと思うんです。その取り扱いが非常に難しい。慎重を期すことが必要ではないかということなんです。それで例えばということで問7と問8を上げて、ここでは問7しか民意の意見としてこういう意見がありましたよということしか上げていない。しかし、もしここで上げるなら問8の方も上げるべきだ。同じ土俵にあげてやることによって、初めてアンケートの最大の効果が出るのではないかと、こういうことから申し上げたということでご理解をいただきたいと、思います。決してアンケートが無意味だとか、そういう気持ちは毛頭ありません。

榛村純一会長 重要な会ですので、結論は今日は出ないと思いますから、皆さんがお家に帰って、住民、市民と対話するときの材料としていろいろ意見交換、叩き台はちゃんとやっていただきたいと、思いますので、発言を強制するつもりは全くありませんけど、ちょっと最初から3号委員の方々で大須賀町の増田さんから順に何かあったらお願いします。なければパスしていいですが。

増田正子委員 皆さんいろいろご意見を今承ったわけですが、私も一応住民の代表ということで自治連合会長もさせていただいてますし、この場にも出させていただいておりますので、私は基本的にはやはり大須賀町の現状を考えますと、合併の期日については17年1月29日が議員さんの任期になりますので、1月合併が基本じゃないかと私は思います。

それから議員さんの定数ですけれども、法定で決められたのが34人、それから首長さんの試案の中にもいろいろ4通り載っておりますけれども、やはり住民の民意を尊重するということが合併の基本ではないかと私も考えますので、私の基本的な考え方としましては、やはり26人というのが、条例で決められた数からいきますと76%ぐらいになると思うんです。同じ人口規模の県内

の市でありますけれども、例えば三島市さんとか焼津市さん、この辺はやはり34の法定数に対して26人ということでやっていらっしゃるようです。そんなこともありますので、できれば最小限の人数でということが基本になるのではないかと思います。

それから在任特例につきましても、やはり住民の民意を考えますと使わない方がいいんじゃないかという声もたくさん私の背中の方に届いております。そんなことを私は基本的に考えておりますけれども、実は大須賀町の場合、今月の14日でしたけれども、一応私ども3号委員と、それから2号委員の皆さんとで懇談的に話を進めた経緯がございます。その席でいろいろお話を伺いましたけれども、今までに1市2町の2号委員さんたちで4回ほど会合をしたということをお伺いしました。その結果、いろいろ議員さんの立場でご意見が出たということをお伺いしましたけれども、そういうことの中のいろいろ積み重ねで、私ども3号委員もどうしたらいいかということも考えたりしたんですが、その日は特にこれという結論も出ませんでしたけれども、大須賀町の議員さんの意見としましては、合併の期日についてはやはり議員の任期の関係がありますので、1月。それから定数は、そこで26、25なんていうのは無理だろうと思うので、百歩譲っても28ぐらいではどうか。

それから在任特例についても10カ月ぐらいは使いたいというようなことで、私どももそういうことかということなんですが、その在任特例を使うということについて、それを何で10カ月の在任特例使うかということをお伺いしたときに、それをちゃんと私ども委員としてはっきり住民が納得できる説明ができないと困るということですので、その特例を使うというはっきりした理由をちゃんと考えなきゃいけないということで、それを一つの条件的なことにして、それじゃこういうことかなんていうことで話を決めた経緯がございます。

しかし、今考えますと、やはり基本的には先に申し上げましたような最低限の線でいくべきではないかと思っております。しかし、とにかくこの合併がお互いに都合つけあいをしていたんでは進まない話ですので、何とかそこで見出すものがあれば見出して、円満な解決に持っていくべきではないかとも思っております。

うちの町では、私ども自治連合会で町の方へお願いをしまして、今月の28、29、30の3日間ですが、当局から地区懇談会といいますか、説明会を開催していただくことになりました。その席で多分いろいろ住民の皆さんの意見も伺えると思いますし、またそれも十分考慮して私ども考えなきゃいけないのではないかと思っております。

今日は結論も出さないということですので、これから皆様方の意見も伺いながら、これからどうしていくべきかよく考えなくてはならないと、今の心境はそんなところでございます。

榛村純一会長 蒲原委員。

蒲原忠雄委員 今増田さんからお話がありましたように、14日に議員の皆さん方と話をさせていただきました。

個人的にはやはりもう前から特例は使うべきでないというつもりでございました。とんでもない、一発勝負だよというようなつもり。それからここにもありますように、新しい議員は新しい都市

で全域にいろいろ考えてくれる方、そういうすばらしい方を生み出すのが我々の使命であろう、そんなつもりでありますので、使うべきではないつもりで実はおりました。

しかしながら、この間の14日のお話の中で、大須賀の議員さんは特例を認めていただきたいというようなお話がございました。私の方は特に言っているのは、大東の議員の皆さん方はどういってお考えですか。大東と大須賀が議員が対になって特例をどうしても認めていただきたいというようなお気持ちであるならば、今言う、増田さんがおっしゃったように、我々に納得いく、そういう回答をいただきたい。そして、町民に納得ができるようなご回答をいただくなら、その点も考えざるを得ないかな、こんなお話をさせていただいたわけでございます。それは、私個人的には掛川云々ということではないんですが、やっぱり対等合併の中でも掛川さんはずば抜けて大きいまちでございます。したがって、大東、大須賀の議員の皆さん方が今後のすべての事業についても本当に一致団結をして、力を合わせて、仲良くまずやっていただくというのが、私個人的には一番願っていることでございます。

そんなことを鑑みてまいりますと、もし大東の皆さん方もそういうお気持ちであるならば、それは一応考慮する必要があるかな。そんなことをこの間、最終的にはお話をしたわけですが、結論的に出たわけではございません。また、それに町民の皆さん方に納得いく文書なり話ができるかできないか。この話も途中になりましたので、その辺はちょっとはっきりわかりませぬけれども、僕はあくまでも大東と大須賀の議員の皆さん方が一緒になって、本当に手を取り合って、この大きい合併に進んでもらいたい。

特に私は前々からこの合併については、広域合併を願っていたわけですが、最終的には我々が大きい声を出しても、議員の皆さん方のご賛同を得ないことには前へ出ないということでございます。その辺も私は議員の皆さん方にもある程度は敬意を表し、そして議員の皆さん方のお気持ちを少しでも聞いてやることも大事でなかろうか、こんなことを考えているわけでございます。よろしくお願いします。

榛村純一会長　　中井委員。

中井明男委員　　先ほど運営規程のことについてちょっとお聞きしましたんですが、今日、会長が結論は出さない。十分議論を尽くして来月のということと言われましたんですが、本当にこのこと自体は残念だなという気持ちであります。といいますのは、市民、町民の多くの方々が合併の動向については毎日新聞なんかも見つて、あそここのところはそこまでいったとか関心を持っておられる方が多いと思いますが、きっと明日の新聞もそういう感じで見られて、また期日、それから議員の定数等について継続審議、繰り越しになったかというので、新しいまちづくりを期待されている住民の皆さんの前向きの気持ちを削ぐような結果にならへんかというのが、ちょっと残念だということですが、本当に円満に、穏やかに前へ出ていくというのには十分議論を尽くす必要があるということですので、やむを得んことかなというふうに感じております。

今増田委員、蒲原委員から、大須賀町で14日に行われました状況につきましてはお話がありましたので、私もほとんど同じ考えということで過ごしてまいりました。それと個人的なあれを今

から申し上げるのと、あいつ何だこの間言ってたのと違うじゃないかというのは本当に、2号委員の皆さんからお聞きした中で、掛川市の議員さん等は大筋で大東町、大須賀町の状況に沿っていってくださるといようなことがありましたので、まずそれでは大東町の議会の皆さんと大須賀町とでくつつく線はどうだといような中で、そういうことでいけるならということになっておりますので、今から申し上げるのとは違いますが、その点をご理解いただきたいと思ひます。

私の個人的な考え、来月まで議論を進めていただく中の一委員の意見としてお聞きをいただきたいと思ひますが、住民アンケートのことも、戸塚議長さん、それから原田委員さんからありましたが、やっぱり合併によってどのような効果を期待するかという中の第1位に役所の人員経費と経費が節約される、これ期待されているのが一番多かったというのが事実でございます。厳然たる事実です。それから別の方の合併への不安というか、合併するとどういったことが心配されるかということ、いろんな負担がふえるじゃないか。役所の位置が遠くなって不便になるじゃないか。そういったようなのが非常にありましたが、16設問中に議員数が減って住民の意思が反映されなくなるという設問がありましたが、これは9番目で8.5%ぐらいの方がそういうふうに感じていると。そういう心配をされている方は意外と少ないんだなというふうに感じました。

そういうようなことと、もう一つ。県内類似団体、三島、富士宮、焼津、藤枝と4市ありますが、その状況は資料にもありますとおり、4市の平均人口11万9,367人ぐらいになると思ひますが、いずれも法定数は34人に対して、条例でお決めになっているのは、平均で見ますと25.7人ぐらいになると思ひます。先ほど会長さんの方からお示しいただいた中にも、24というのも一番下にありますが、富士宮市が24人ということ。それから全国の10万人から15万人ぐらいの類似団体83市ぐらいあるようですが、平均人口は12万287人。この条例でお決めになっている定数は平均しますと27.4人というぐらいになっております。

そういう以上のような住民アンケートの意向や県内、全国の類似団体の実態等に照らしてみますと、私は特例はなしで、議員定数27人でやっていただいて、合併期日は大須賀町の議会議員の任期が17年1月29日ということですので、合併に関する諸事務手続を鋭意進めていただいて、きつい面があるかもしれませんですが、17年1月24日合併と、これは私の個人的な気持ちです。

榛村純一会長 戸塚委員さん。ちょっと時間が押してますので、ご発言をずばりお考えを言っただきたい。

戸塚誠夫委員 前回の協議会以後、9月から10月にかけて私たち商工会におきまして役員会とか総務会とか開きまして、この合併問題、特に今日のこの問題でございますが、いろんな意見を交換し、討議したわけでございます。それを基に時間をかけて、先ほど来の問題でございますが、アンケートの調査を皆さんにお願いしてやりました。いろいろ意見もあったわけでございますが、合併につきましては50件ぐらいのいろんな意見が出てまいりまして、これも大変参考になったわけでございまして、このアンケートを集計いたしまして、申し上げたいわけでございます。

今日はその結論を出さないというものですから、私の意見は別といたしまして、大東町の商工業者は、合併期日はアンケートによりまして17年3月、それから議会の議員定数及び任期の取扱

いにつまましては議員定数をいっぱい34名、それから特例は適用せず、合併後の平成17年4月に選挙を行うと、こういうふうなアンケート上位がそういうことでございましたので、非常に私もこれを参考にして考えなければいかんかなというふうな心境であります。

以上であります。

榛村純一会長 松本委員。

松本恵次委員 特例の任期の件については先ほどお話を申し上げましたので、定数の関係をちょっとお話させていただきます。

全国には、また県内でも24人という数がありますけれども、私もこの際思い切って人数はもう次の合併までさわらなくてもいいと、議論をしなくてもいいという、この24人あたりがいいのかなと。全国平均の27も妥当かなという気もいたしておりますけれども、議員の皆さんから出てくる声に、やはり議員報酬だけでは食っていけないと、生活できないと。私もそれはそう思います。やはり本当に議員活動に専念をしていただいて活躍していただくには、それなりの報酬を出すべきだろというふうに私は思っています。

これは私だけの意見ではなくて、過日いろんな人たちとわいわいやっている中で段々出てきた意見なわけですが、議員の数は極力少なくして、そのかわり十分議員だけで生活をしていけるような報酬を出すべきであると、そういうふうな考え方を持っている方が結構あって、そんなような話が出ました。

議員の数が少なくなると民意を反映できなくなる。十分吸収できなくなるんじゃないかという心配はどこでも出る声なんですね。そこをやはり十分な報酬を出して議員活動に専念をしていただいて、今まで兼業で回りきれなかった分を、広い守備範囲を専念してカバーをしていただく。それがやはりこれから大事なことではないかなということで、私は27人分、30人分ぐらいの経費がかかっても、それを24人ぐらいの皆さんに、まだそれで十分生活できるかどうかは私はわかりませんが、少しぐらい増えても最小限の人数で十分な報酬を払ってあげていただいて、活躍をしていただく。専念をしていただく。

そういう意味では24という数字もあり得るんじゃないかなというような気もしていますが、同時に全国平均的なところも妥当かなという気もしないではないですが、過日仲間と色々な話をする中でそんな意見も出ました。

水野淳子委員 私もきちんとした調査をしたわけではありませんけれども、いろんな会合に出させていただきまして、いろんな人と話をしてきました。その中で特例法を使って議員の任期を延ばす方がいいよという意見を一つも聞いていません。私自身も特例法は使わない方がいいと思っています。新しい市になるのですから、新しい議員さんで、現在議員をやっている方も立候補して、また当選してくだされば、それで引き継ぎができるわけですので、そういうことを考えて、新しい議員さんでスタートをしてほしいと思っています。

それから定数の問題ですけれども、今松本さんからもお話が出ましたが、私がかねてから議員報酬というものはなるべく多くを出して議員に専念して仕事をしていただきたいと思います。

た。うちの町なんかも現在16人議員がおりますけれども、定数を見ていきますと26人です、法定は。それを計算してみますと61%ぐらいです。大須賀町が63%ぐらいですか。掛川が今80%ですね、定員が。それを考えますと、24人でも70%なんです。ですから、24人ぐらいでもやっていけるのではないかと私は考えています。なるべく少ないというか、そのぐらいの人数で報酬をたくさん出して、自営業とか農業とか退職した人で生活基盤のある人だけが立候補するような議員ではなくて、もっと若い人が議員に専念して仕事ができる、そういう意欲を持っている方も大勢いらっしゃると思いますので、そういう人たちに門戸を広げた形になればいいと思っています。

それから期日ですけれども、これはやはり大須賀町さんのことは考えなければいけないとは思いますが、いろんな行政とか市民の生活のことを考えますと、3月の末日がよいのではないかと考えています。

以上です。

榛村純一会長 原田委員。

原田新二郎委員 ごく簡単に申し上げます。

この期日につきましては、この1月24日がいいか、3月28日がいいかというのを全く私は勉強してありませんので申し上げられませんが、大須賀町さんのことを考えると1月24日の方がいいんじゃないかなと、こういうふうに思います。

それから議員定数の問題は、少なければ少ないほどいいです。しかし、私たち議員の仕事の量がどのくらいあるか、あるいは議員の組織というものがどうなっているかということは全く不勉強でございますので、最低限の人員でやるという原則には変わりありませんが、その辺も議員同士で十分ひとつ考慮をしていただければありがたい。

それから適用するか適用しないかというのは、当然これは適用すべきじゃないというような持論でございます。

以上、申し上げます。

榛村純一会長 田中委員。

田中鉄男委員 合併の目的というものが大変合理化ということにつながってくるんだろうなと思います、一言で言えば。先ほどの議論の中で新都市ビジョンの中でもなかなか見えてこない部分が、行政改革といいますか、役所の関係がどう改革されていくんだ、そのところが何も見えてこないわけですね。

冒頭議員の定数ありきというような、そのことだけで議論されていくというのは大変これは、合併の中では順番として必要だということがあるとは思いますが、その辺が若干本当にそれでいいのかなというような思いもしています。ただ、新しいまちの中での議員定数はできるだけ少ない方がいいということは考えています。

ただ、そのために特例を使うか使わないかということについては、やはり一つのまちとして融合を図っていく上で一定の時間というのは必要ではないかな。当然、市長の改選があったり、選挙が行われたり、その他三役、教育長まで含めて替わってくるわけですので、そういうふうな行

政的な仕組み、あるいは人が替わっていく、そこらの理解がどれほどされるのかな。

もう一つは、市民の皆さん方は当然合併するという素朴なことについては理解をされていても、新しいまちになったときにどういうふうな仕組みになっていくか。自分が行政と関わっていくときにどんな関わり方をしていけばいいんだというようなことまでなかなか理解し仰せんではないかな。ですから、そういった点できちっとした理解がされないまま、身近な議員さんがいなくなってしまって、新しい改選もそこで選挙がされるというところで、そういった混乱が起きないかなという心配があります。

ですから、そういった意味では、その前に新都市の概要なり、あるいはいろんな行財政に関わる改革の計画、そういったものが出されて、そのことによって議員さんの定数も減ってくるだろうというようなことが具体的に出てこない、議員さんだけの問題ではないなという気がしています。ですから、その辺が市民の皆さん方にどれだけ理解していただけるかという不安があるということです。ですから、合併の中で議員特例を使うか使わないかということについては大変難しさがあるんじゃないかなというふうに感じています。

定数がいずれにしても少ない方が当然いいということについては感じてます。ですから、具体的には27あるいは24名ということが今までも言われておりますけれども、そういったことでいいんじゃないかな。

もう一点、合併の期日については、当然大須賀町の皆さん方も一緒にその中で関わってくるわけですので、1月24日にするべきだというふうに思います。

以上です。

榛村純一会長 滝沢委員。

滝沢恵子委員 2点申し上げます。

1点目は住民意見の反映の方法は幾つか考えれば挙げられるのではないのでしょうかということ。区長会等いろいろな委員会等で吸い上げることはできるのではないかと思います。

もう一つ、もしこの特例を使わないで議員さんを選ぶときに、例えば私の周りの割と若め、若めといってもそんな若くないですけど、その人間たちはそれほど地元密着というか、掛川だったら私たちの地区のこの人たちを絶対とか、そういうふうな声は余り聞かれなくて、やっぱり出てきた方のこれまでやってきたこととか、これからの方針とか、割とそういうところを重視しているんですね。ですから、例えば掛川だから私は掛川の人を選ぶとかじゃなくて、本当にその人の話とか、その人のやってきたことを考えつつ、今度は選ぶとしたら全体を見てくださる方を選ぶという方たちも結構いるんじゃないかと思います。

以上です。

榛村純一会長 3号委員の方々のご意見を伺いましたが、ここでちょっと時間が過ぎましたが、5分間だけトイレ休憩させていただいて、それからまた進めたいと思います。よろしく申し上げます。

休 憩 午後4時27分

再 開 午後4時38分

榛村純一会長 それでは、再開いたします。

今まで住民代表の3号委員のご意見を伺いましたが、2号委員の方々にもご意見を伺いたいと思いますが、晩に向かって時間が押しておりますので、ずばり考え方を言っていただいて、余り長引かない範囲でお願いしたいと思います。

(発言する者あり)

榛村純一会長 平等性が欠ける。だけどさっきまで時間かかっちゃうと、時間が過ぎてもいいですか。とにかくそれでは上野委員から。

上野良治委員 今会長の方で短くしろという話なんですけれども、この合併について私が1市2町賛成してきたのは、掛川の経済力、そういったものに凄く期待して、最終的には掛川に飲み込まれるかなという感じはあったんですけれども、経済力で、それによってうちの方の町が活性化されれば、これは一つの成功事例かなと、そういうふうに解釈して賛成してきた立場なんです。

今いろんな意見が出ている中で、私個人的にはこのビジョンもそうなんですけれども、ほとんどが最低10年のスパンで考えられています。その中で議員の任期の特例を例えば1年延ばす、そういった問題について10年のスパンで考えたら、さほど財政とか何かに対しての影響は少ないんじゃないかと思うんです。私はこう考えます。

以上です。

河井 清委員 私は議員としてやっぱり行政に対するいろんな監視、そういった面を持って臨むならば、これは特例は使うべきと私は考えます。そういう面でのいろんな議論がありました、今まで。行政の中の、今度合併して市の職員となる皆さんがいろいろ計らって行くんだからそんな心配はないよと言いますが、議員として今まで何の役目を果たしてきたかということを考えると、やっぱり議会は議会として行政のやり方をいろいろチェックしたり、あるいは新しい事業を始めるにしても、そういった面を議会としていろいろ検討してきたと、こういう経過がございます。そういう点を考えますと、やはり合併してから今までの事業をやってきた経過とあわせて今後の成り行きも見守るべき責任があるというふうに私は思います。

そういう点から大須賀町としては1月の合併を望むことでございますし、私の場合、仮に3月の合併で即そのときに選挙をやるということであれば、私はこんなに重い責任を背負わされるようなことであれば、私は1月いっぱい選挙のときには降ろさせていただきたい、こんな気持ちも強く自分自身で思います。というのは、私も議員として出て、家族にもいろんな心配をさせているし、そういったことも考えれば、当然そういう気持ちにもなります。

しかしながら、私は議員として出た以上、その責任を全うしなければならないという強い信念を持って今日まで臨んできましたので、今まで私が申し上げたようなことができれば、本当にありがたいなと、こんなふうに思っております。

榛村純一会長 半井委員。

半井 孝委員 あんまり話をすると非常に長くなるかなと、今会長からちょっと簡単にという話ですが、この問題については我々も本当に議会議員だけの話で、いろんな話し合いをしてきた経緯があるわけです。そういう中にいろんな問題等を考慮しながら、フィフティー・フィフティーだなというような考え方からいろんな意見を皆さんにお伺いしてまいりました。そういう中で大体方向性が出たよということで、前はうちの1号、2号、3号の皆さんでお話をちょっといたしました。

そういう中で納得していただけるかなというような話もありますが、納得していただけない方もあると、そういうことがフィフティー・フィフティーじゃないかなと、そんなふうに思っております。

ただ、今日はここに1号委員の皆さんから出した試案につきましては、非常に私は問題があるなと思います。それは前回のアンケートはこのような議員の定数、日時、特例を使うとかという問題に対しての呼びかけではなかったのではないかなと、そんなふうに思います。そういう中で非常に議員定数等の中に町民から批判されるとか、行政改革の志が低いとか書かれてあるということは、非常にこれは他人の意思をこれによって左右されるような文面だからちょっと私はおかしいなというふうに思います。

というのはなぜかといいますと、ここに出てくる皆さんは個々に一人一人皆さんしっかりした意見を持っておられる方だと思いますし、そういった中で失礼な言い方をするかもいたしません。やはり3号委員の皆さんが今おっしゃったことは、誰でもが、住民、町民の皆さんが単純にどうだといえば、それは確かにお金を節約するためにはそれは行政改革だからこうだよ。もっと深く考えるならば、日本の国を全体で考えて、今の平成の大合併がどうして起こってきたのかということから考えていかないと、ちょっと問題じゃないか。

今度の合併につきまして特例がついているということは、やはり本当に合併ができるかできないかという問題の中に、ここの1市2町の皆さんの中でもなるべく意見を言い合ってお互いに満足のいくところで合併していくという、特に特例がくっついているんじゃないかなと私は思います。そのための合併であるし、また我々の合併ではなくて、町民や住民の皆さんが将来本当に良かったなという合併に向かっていくために特例をつけてあるんじゃないかな。これはひねくれて話をすると、そんな合併したければ、おまえらだけでやればいいじゃないかといったのが、この小笠郡が3つに割れた一つのそういうふうな方向性じゃないか、そんなふうな気がいたします。

そして今までの合併してきた市町村につきましても、ほとんど特例を使っているという経緯がある。何でそういうふうな経緯があるかというのが、やはり3号委員の皆さんにも考えていただきたい。そして我々もここまでたどりつくには非常に大変な労力と苦勞をもってここまでやってきたわけです。単なる行政改革だからお金がこれだけ節約するべきだよという話だけではなくて、1,832項目ある条例、そして規則、いろんな問題が果たして17年3月までにすべてがきちっとこの議員の皆さんないし、1、2、3号委員の皆さんの前できちっとこうなりましたよという報告

があるかどうか。そんなことはまずほとんど可能性が薄い。

またそれに対して大須賀町、大東町にしてみれば、先ほどから皆さん言っているように、確かに選挙をやればこの人に入れたいというのが、そういうふうな立ち会い演説等を聞いてこの人に入れていく一票の差がそういうふうな方向にいただければ一番懸命なことなんです、どこの選挙でも身内なり、部落性もあります。大東町、大須賀町も部落性の中で選挙をやってきた経緯があります。そういった中で本当に住民の考え方、住民の皆さんの意見を中央に持っていくというのが議員の役目であり、皆さんが選んだ議員がやはりそこで発言をする、そういった議員の役目というものが非常に私は皆さんの意見の中から読みとれませんでした。非常に残念だなというふうに思います。

それと、我々の議員の責任という問題の中に、やはりそういうことがいろいろいっぱい話し合いの中に出てくるわけですが、確かに私は議員定数というのは、平均的には27ぐらいでもいいかなとは思っておりますが、やはり一番初めの合併につきましては、人口の多いところと小さいところの合併ということですので、我々の意見を汲んでいただければありがたい、そのように思います。

以上です。

水野 薫委員 どういう立場で発言しようかちょっと迷ったんですけど、会長が29名の委員の一人として述べよということですので、私はこれ提案されてきたときからずっと今までもそう考えておりますけれども、やっぱり今回の合併ではきちっとその時点でスタートをすべきだと。要するに特例は使わない方がいいだろうというのが、私のずっと前からの考えでございます。

それから1市2町非常に面積が広いもんですから、私はスタートは法定で決まっている34でいいじゃないかと思っていたんですけども、ちょっといろんなご意見等を伺いながら、でもやっぱり30は必要かな、そんなふうに思っているところです。

それから合併の期日は、これは大須賀町さんの問題が非常に頭にこびりついてちょっと言いにくい点もございますが、やっぱり年度末、31日がいいだろうと、こんなふうに思っています。

以上です。

鈴木治弘委員 私は前々から申し上げていたように原則論でいくべきだと、そういうふうに考えております。

在任特例については周辺がすべて原則できていると。だから1市2町が特別な理由があれば住民にも納得をしていただけるんじゃないかというふうに考えたときに、特に皆さんにご理解をいただけるような理由がなかなか見つからないと、そういうことになりますと、やはり原則論でいくべきだと、そういうふうに考えております。

それと議員定数でございますが、これも原則論ということになりますと、法定数もわざわざ決まっている。法定数以上の数を特例で使うなら34は悪の標本みたいな数字になるかもしれませんが、法律で定められた中でそれを採用するということは、何ら市民の方に遠慮する必要はないんじゃないかと、そんなふうに考えております。それも類似団体が確かに法定数よりも少な

い、そういう現実がありますけれども、そのまちはそのまちの長い歴史があって、その議会で減らしてもいいんじゃないかという議員同士の話の中で数が減ってきた。そういう経過を考えますと、新しいまちがスタートをするときに、より多くの議員を選出していただいて、民意をしっかりと反映させて、スムーズなスタートを切っていただくことが望ましいんじゃないかと、そんなふう考えております。

合併の時期でございますけれども、当然原則論でいくということが基本でございます。ただ大須賀町に配慮するという場合は、合併特例法の在任特例を利用する場合には大須賀町さんに配慮して1月に合併をし、少しの間、在任特例を適用して、選挙をやりやすい時期まで持っていくということは考えとして持っております。

以上でございますけれども、3号委員さんの話を聞いていますと、大変議員はみんな悪の標本みたいな受け取り方の表現があるような気がいたしまして、大変今日は気分の悪い協議会だったと、そんなふう考えております。我々も地域のためにいろいろ考えて、何とかこの合併がスムーズに船出をすることを望んでいるということだけ申し上げておきます。

牧野勝彦委員　私も10年議員をやらせてもらっていますけれども、今までに報酬のために議員をやっていると、名誉のためとか思ったことは一度もありません。どうしたら町民のために自分がどれだけ力になるかわかりませんが、町民のためには自分がどういう行動をとったらいかがというのが、もうそれしか頭にありません。そういう今までやってきたのをいろんな面で否定される意見がたくさん出ているものですから、情けなくて本当に涙が出るくらい思うこともありますけれども、それはそれで意見としてしょうがないなというふうに思います。

賛成討論と反対討論をやっているみたいな感じになってちょっと言いにくい部分があるんだけど、いろんな決め事についても私は原則論について反対ということではないんですね。原則論は原則論で当然その意味もあるし、そういう意味を含んだものであるものですから、当然それは間違えだ、それは違っていると否定するとかということはありません。でも、ずっと10年間議員やらせてもらって、いろんな地域の人たちと話をしたり、自分が数カ月間、会合に出させてもらったり、自分なりにこういういろんな状況について話をさせてもらった中で、かみ砕いて話をすると、そういうこともあるのか。今まで俺は知らなかったよとかという、そういう部分が多分あって、それなら議員の言うとおり、少しは議員の考えもそういう方向でもいいんじゃないかという意見が自分としてはかなりあるというふうに思っています。

さっき95%だが、みんな反対しているという意見がありましたけれども、私は決してそんなことないというふうに思います。本当に説明して、こういう不安はどうだ、こういう不安はどうだ、そういうのに対して全然問題ないなという、いろんな意見をぶつけると、そうだな。そういうことも大東町としては、本来議員としては主として考えるべきだというのは当然ですけども、現実、今大東町から出ている議員としては、そういうことも住民の声としてやっぱり届けなきゃいけないなという思いがあります。

結論を言います。特例というのがあるんだったら私は使ってもいいというふうに思います。時

期は1月、3月、これは両方ともそれぞれの思いがありますので、もうちょっと詰めて、本当にどちらがいいかということを決めたいというふうに思います。特例の定数は最初は30から34の間でいきたいというふうに思います。

以上です。

鳥井昌彦委員　私は議長という立場ですので議会を代表して話をさせていただきたいと、このように思っております。

8月から練られているこの案ですけれども、そういう中で議会としては特例も期日は大須賀は1月が選挙ということでもありますので1月にして、選挙の日、11月ぐらいまで在任特例を使う。そういう中で定数としては30人から32人ぐらいがどうだろうというような話で、最初ときは定数を34でしたが、そういう中で進んできました。

そういう中で浜岡、小笠、磐田、こういった周辺の様子を見てみますと、在任を使わない、定数も減らす、こういう傾向にありました。そういう中で議員の皆さん方に意見は当時割れておりましたけれども、もう一度地域へ帰って住民の皆さん方の意見を聞いてきてくださいということと1カ月かけてお願いをした経過がございます。その経過の集約といたしまして、皆さん方の話を聞いていて、私どもの地域でもそうでしたけれども、班長会だとか、いろんな会合の中でこういう話をしますと、1割ぐらいの方が使ったらどうだろうと、こういう言葉が返ってきます。また1割ぐらいの人が、いやそれは使わん方がいいんじゃないかと、こういう言葉も返ってきます。残りの8割の中に使わん方がいいと思っても言えない人、使った方がいいと思っても言えない人、あるいは俺は議員に任してあるから、あんたら思うようにやってくれよと、こう言ってくれる方、いろんな方がいるわけです。だからその残りの8割をどうとらえるかによって随分、その議員さんの自分の考え方もあるでしょうけれども、いろんな考え方が加わってくるのではないかなと、このように思っております。

そういう中で既に1市2町のここへ出ている議員の中では5回の会合を済ませました。その中では1月の期日。特例も選挙の日までどうだろう。定数といたしましては32人ぐらい。ここでは行政改革への志が低いと、このように書かれておりますけれども、このように現在話し合われているところでございます。そういうことを考えますと、1市2町の議員は志が低いというように言われるのかなと、まず残念だなと、このように思っております。

明日になれば、この試案が各町、各市の市民のところにも耳に入るのではないかなと思います。その後、このようにならなかつた場合は、議会は袋叩きに遭うなと私は思っております。どの議員も一生懸命やってきております。それが認められないのは、私はちょっと残念だなと、こんなふうに思っておりますけれども、いずれにしましても1市2町の合併がうまくスムーズに船出ができるよう願って活動していることはお察しをいただきたいと、このように思っております。

ここにある試案について、今まで私ども聞いたことございませんけれども、ぜひ助役、そこにおいでのご三方の学識経験者にもご意見をいただきたいと、私は思っております。

以上です。

石山信博委員 先ほどちょっと発言させていただいたものですから簡潔に言わせていただきますけれども、私はここに出されている基本方針というのは、これは正しいというふうに思うものですから、この基本方針でやっていただければいいというふうに思います。

しかし、合併はあくまでも合併してこそ意味があることであって、その合併をスムーズに行うためには、やはり激変をいかに緩和するか。住民にとって激変をいかに緩和するかということが我々議員に課せられたことではないかというふうに考えております。

これはこじつけというふうに思われるかもしれませんが、例えばの話ですけれども、合併と同時に市長の選挙も行うよ、議員の選挙も行うよということになった場合に、どういうことになるのかなというふうに思うわけです。これは私の自分の選挙の場合ですけれども、選挙の半年ぐらい前から準備をするわけですね。自分の選挙で精いっぱい。新市になって新しい市長を選ばなきゃいかん。当然ですけれども、いつもそうなんですけれども、議員や重立った方々が中心になって、できるだけ優れた方をということで候補者を発掘し市長を選んでいるわけですけれども、大変な作業なんですね。

今回、その新市を立ち上げるについて新しい市長さんを選ぶ。その市長さんのリードによって新市がどういうふうになるかというのが、これは今やってくれている方々の誰かがやってくれるんでしたら、ある程度は見通しがつくでしょうけれども、そうでない場合には、全く白紙みたいな、非常に怖い選挙もしなきゃならんと、こういうことにもなるわけです。一度選んでしまった市長さんは4年後ですね。そのやり方が住民の意に沿わなくて、あるいはこの合併がうまくいなくて駄目だというふうになっても、選ぶのは4年後と、こういうことになるわけですね。

そこで、私は市会議員が在任特例を使って、例えばですけれども、1年なりという形で残っていれば、もし合併が住民の意に沿わないときには市会議員の選挙をもって合併の筋道を正していく。住民の思うとおりになっていけば、すんなり選挙をやればいいし、もし住民の思うとおりにならないような合併だったら、市会議員の選挙で民意を反映する人を選べばいい、そういうふうに思います。

ですから、私は激変緩和ということは大変大事なことだというふうに考えるものですから、スムーズな合併をするための、激変緩和のための、そういうところに考えを置いて合併の期日も、あるいは人数も、特例を使う使わないも選択をしていく必要があるんじゃないか、そんなふうに考えております。

以上です。

山本義雄委員 私は委員並びに掛川市の議会の中の特別委員会の委員長をやらせていただいて、この問題についてはそれぞれ2回ほど持ち越しになっておりますので、その都度議論はしてきたわけですが、今交わすようなそれぞれの議員の意見の中でなかなか集約できませんでした。今回はある程度絞っていきたいというような中で、挙手でもって一応意思表示を参考するためにしてもらいたいというようなことで、それぞれ1市2町の議員代表の懇談会を、お話ありましたように5回ほど持ったわけですが、その持ったときのいろいろ合併の期日、定数、それから適用、そ

これらのことも報告しながらしてきました。若干これらのことも説明させていただきます。

期日については、大須賀町さんの1月ということがありますので、30日以前ということで全員はいいんじゃないかと。定数については30人から32人ぐらいということでおおむね皆さんから賛同をいただきました。特例適用については、適用は使うべきでないという人が24名中14名、それから適用で使った方がいいよというのが9名ということで、23名なるわけですが、1名の方が所用で欠席ということで、そのような一応議員の考えの意思表示がありました。それからまた適用なしの議員の皆さんも、ほとんどの方が特例適用の理由が理解できれば、それは適用もそれに固守するものじゃない。理解して、理由がちゃんとすれば、それもやぶさかでないというような形のあれが出たわけでございます。

そういうことを踏まえて、私も委員長でございますので、その結果というのは重視していきたいなと思いますし、私自身も基本的には使わないでいけたら使わないのがいいんじゃないかな。使うとすれば、やはり本当に民主的な合意のある決定の仕方をして、使う場合は気持ちよく使うというような形で望みたいというふうに思っておりますので、委員会の報告を兼ねて私の意見とさせていただきます。

樽松友則委員　私はいろいろのことを考えますと、やっぱりこの合併は、合併というそのものは言葉では簡単にできますけれども、合併後が一番大事ではないかというふうに思います。その中にも事務的には1,832項目のいろいろな項目がありますけれども、その中でやっぱり最終的には事務当局で決められることもあるし、そして、なおかつ議員にも相談をかけないかん項目もあろうかと思えます。

そういうことを踏まえますと、やっぱり先ほども出ましたけれども、本当に新しい市をつくるには、もう本当に大変だと私はつくづくそう思いますし、これからこの合併してうまくやっていくには、やっぱりこの激変緩和というのが一番大事だなと、こういうふうに私は思うわけでございます。

ですから、やはりいろいろな話の中で大須賀町が1月が期限だということでございますので、通常は私どもも3月中ということで先には思っておりましたけれども、やはりそういういろいろな事情を考えますと、1月に合併をして、そしてその場合には激変緩和ということで特例を使う。その特例を使うというのは、やっぱり急激な合併ということでございますので国の方でも特例をつくったと、こういうことでございますので、そういうことも考えて特例は使った方がいいんじゃないかと。それもやはりそんな長くではなくて、延ばしても17年11月ぐらいまではこの激変緩和をするにはいいんじゃないかと、かように思うわけでございます。

それから先ほども出たけれども、私どもは自分のために議員として活動しているんじゃないかと、一番肝心なのは、やっぱりこの市民のために、地域のために一生懸命やっている。これは皆さん方もぜひ心に留めていただきたいと。自分の私欲でこういうことをやっているということは一切ございませんので、その点はぜひそういうふうに考えていただきたいと、かように思います。とにかく、合併をうまくやっていくように私もこれからも努力をしてみたいと、かように思

いますので、よろしく申し上げます。

戸塚正義委員　　一番最後になりました。先ほどは公平な立場での発言をさせていただきまして、今回は少し自分の考えを入れるわけではありますが、その前にお話ありましたように、私も今は議長という立場をおあずかりしている中で、議会を取りまとめる代弁として私からも一言皆さんにご理解いただきたい。

それは今までの社会の風潮とか、今日の席なんかでも議員の数を減らせばすぐ行政改革だ、経費の節減だ、こういう方向にあるわけではありますが、もしこのことが理論されると、それでは今やっている議員は全く不合理だ、こういうことになるわけでもあります。しかし、私はずっと見ている中で、決して無駄なことはしていない。議員の務めを誇りを持って皆さんやっている。まず、このことをぜひご理解いただきたい。このようにまず申し上げておきたいと思います。

その中で、いつぞや申し上げたように、私は春の選挙で解散即選挙、合併即選挙ということをお話してまいりました。しかし、ここへきてそれが180度変わったということでもあります。なぜ変わったかということではありますが、私は先ほど少し話がありましたように、本来ですと1市4町、1市5町があるべき姿だった。しかし、菊川も小笠町も一緒にならなかった、その原因を考えるべきだ。その原因が表には出てこなくても大東、大須賀というこの1市2町の中にも何かあるのではないか。このことを非常に大事にすべきだということが、まず第1点であります。

2つ目には、お話ありましたようにアンケート調査、こういう結果が私は出るとは思いませんでした。要するに期待と同時に不安の方での意見がある。これを何らかの形で緩衝してやる、あるいは解いてやって合併へ入っても遅くはないだろうか。したがって、もし必要なら若干在任特例を使わせていただいて、その中で住民の皆さんの心配がぬぐい去れて合併できれば、これが非常に円満な合併ではないか、このように思います。

何かが在任特例を使うことは丸々2年を使う、あるいはすごく長く使う、こういう観念があるかと思えますけど、そうじゃないということでありまして、必要最小限度、これだけの不安をどっかで吸収してやる。その吸収段階が議員でできるかどうかわかりません。議会でするかわかりませんが、与えられたこの特例法の中で少し在任特例を使っただいて、少しでもその緩和策に寄与できれば、それでいいのではないかと考えています。

それから3つ目には、議員としての考えで申し上げたいと思います。

先ほど石山議員も言われましたが、このまま合併して即選挙ということになりますと、決算を私どもすることができません。私ども議員に与えられた大きな任務は予算の審議とともに決算の審査であります。要するにとうとい税金をおあずかりして、市長以下、理事者側が執行する。その執行された額が市民のために、住民のために平等に、公平に使われたのかどうか。あるいは計数的に合うのかどうか。さらにはそれだけの投資をしたことによって、どれだけ住民に対して効果があらわれたのか、このことを決算しなければいけないわけでもあります。もし、このまま合併して、即解散選挙となりますと、暫定的な決算をするわけでもあります。ここにお見えの3人の首長さんの責任で決算をするわけです。そのまま解散をして、新しく出られる議員さんに委ねて、

そこで臨時議会等を開いて決算審査をする。そのときにはこのお三人はもういないわけです。仮に決算をした。要するに1年間使ってきた、予算執行した責任者はいないわけであります。しかも、その予算審議をした議員ももういないと、こういうことになるわけであります。私はこれでは今与えられている議員としての任務を果たせない。こういうことでもありますので、私は解散して、選挙。これも一つの選択肢であります。解散して、決算まではしっかりした従来の議員がやる。決算が済んだら直ちに解散して、新しい議員さんに新しいまちづくりに向かってやってもらう。これが一番議員に与えられた任務を果たせるのではないかと。

この3つから在任特例は若干皆さんのお許しをいただける範囲で、最低限で使わせていただいて、円満なスタートをする、このことが必要ではないか。リレーで、全力で走ってきた人に突然とまってバトンタッチでいきなり走り出したのでは十分な効果が出ないわけであります。リレーゾーンというのも設けられている。ずっと走ってきて、その力を使いながら、次のランナーも走りながら行って、初めてそこにすばらしい記録が出てくる。要するに合併もこのリレーゾーンとして考えるべきじゃないか、在任特例を。ずっと走ってきた。その受け渡しを若干使わせてもらう。これは必ずしもマイナスではない。このように私は判断をして、在任特例を若干、住民の皆さんがお許しをいただく範囲で使わせていただいても、これはいいのではないかと。こういう考えを持ったということだけ申し上げておきたいと思えます。

以上であります。

榛村純一会長　それでは3号委員さんのうち県から代表でいただいた方と小櫻先生といらっしゃる。それからあと1号委員が私を除いて5人いらっしゃるの、もしありましたらちょっとずつ参考意見。あるいは他の地区でも出ていらっしゃるの、何かありましたらお願いします。

鈴木正彦委員　私は在任特例には反対という住民の声が非常に多いと判断しております。そういう意味では住民の声を尊重すべきではないかなというふうに思っております。

また、前回も申し上げましたけれども、御前崎、浜岡町、それから磐南5市町村、それから小笠・菊川、いずれの地域においても在任特例は使わないという状況も踏まえる必要があるのかなと。またさらに袋井・森・浅羽もまだ結論が出ておりませんのでわかりませんが、聞くところによると在任特例を使わないというような意見もあるやに聞いております。

そういう状況を踏まえると、在任特例を使わない方向で議員の皆様方のご理解をいただけるとありがたいなというふうに思っております。

榛村純一会長　定数問題は。

鈴木正彦委員　1回目については個人的には上限いっぱい使ってもいいのかなと。議員さんの皆さん方のいろんなご意見をお聞きしていますと、そういう考え方もあり得るのかなと。これは本来なら議会の中でももう少し議論していただいて、何人が適正なのか、その辺をまずしていただく必要があるのかなと。私も34人がいい、27人がいいと、そういうふうにはっきり申し上げるような立場じゃないのかなというふうに思いますけれども。

それから合併の期日につきましては、もし電算システム等、開発して合併期日に間に合わせる

といったときに電算システムが一番問題になるのかなというふうに思いますけれども、そういうものが円滑に、スムーズに移行できるということであれば、合併期日につきましては平成17年1月24日というのが妥当なのではないかなというふうに思います。

菅沼信夫委員 この合併協のほかにも4地区の合併協に出ておりますが、その状況は今鈴木の方から申すとおりであります。袋井のグループが、今日の夜決定する予定に、議員の数ですね、なっております。

どのグループも大変議論があり、苦勞をいたしました。3カ月か、それ以上かかって、結局は特例を使わないという結論に至ったわけですが、その過程でおそらくそれぞれの委員さんの立場で地元の方と語り、あるいはいろんな団体の方と語った中で、やはり住民の意向は特例を使わない、そういう方向であったのではないかなと思います。

私個人的にも、できれば特例を使わないで新たにスタートしていただくと、また合併に向けての意気込み、またこれも違ってくるのかなと、そんな気がいたしております。大須賀町のその任期の今の期限の問題、あるいはいろいろ出ております決算の責任の問題、これらもありますので、特例を使うといった場合は使う理由をしっかりと住民に示さなければいけませんので、今日出てきた意見をしっかりと、もう一回まだ住民に投げかけるという話でありますので、特例を使うというときは使う理由をしっかりと述べていただいて、住民にもう一回問うていただく。これが大事かなと思っております。

時期におきましては、これはほとんど事務上の話ではないかと思っております。事務的に事務局が1月で間に合うかどうかはまずこれ大前提であると思っておりますが、それができるとなれば、これは1月が一番望ましい、そのように思います。

小櫻義明委員 3度の合併シンポジウムで冒頭に申し上げているんですけども、首長さん、議員にとって合併というのは個人的にはいいことは一つもない。数は減るし。ところが、にもかかわらず合併を選択したのはなぜかという、このまちの将来を考えたからだ。その意味では我が身のことを捨てて合併ということを議員さんは決断されたんだと。だから、住民はそのことをもっと重く受けとめるべきだということを申し上げてきたんです。

そして、私はこれからの自治体というのはバラ色ではなくて、もっと行政、自治体職員にも厳しい節約、スリム化というものが、あるいはもっと能力向上だとか、いろんなことを求められるんですね。住民に対してもそれなりの負担、あるいは自らがどうまちづくりに参加をするかということも求められてくるんですね。

そういう中で、私は今回この特例を使うか使わないかという選択は合併後のまちづくりの一番最初だと思うんですね。もし、特例を使うという選択をされたら、結局はどういう理由がある、こういうことだと言われても、結局は我が身がかわいいんじゃないかという形で見られてしまう。ましてや周辺というものがいずれも使わないという方向できているときに、なぜこの1市2町だけがそれを使うんだという。そのことによってたちまち周辺と比較されて、あのまちは本当にやる気があるのかと。だから、折角我が身のことを捨てて合併を選択されたことすべてが台無しに

なってしまう。そういうイメージをこの新しい市が出発点から植えつけられると、これから企業誘致しようにも、一体どういう形で胸を張ってやれるのか。あるいはこれから行政に対してもっと厳しいことをどんどん言えるのか。あるいは住民に対して、もっとこれだけの負担をしてくださいということをお願いできるのかと。それに私は議員の皆さんそれぞれ自分のことを捨ててまちのことを親身に考えてやったんだから、そのやり方を貫いてほしい。貫徹してほしい。そのために議会として、議員として最大限のいわば身を削る努力をしたんだと、そういうことをここで示して、初めて合併後に、行政に対しても、住民に対しても胸を張っているんなことが言えるんじゃないかなと思うんですね。

そしてその他の問題、移行期に伴って激変を避ける、そのためにとありましたけれども、私はそれはいろんな形をやればクリアできる問題だと。特に住民の参加の方式、内部自治の組織のあり方という、その点でいわば創意工夫すればクリアできると思うんですね。

それから議員の皆さん方はやっぱり個々人は非常に努力をされている。だから胸を張って、誹謗中傷に対していわばそんなことはないという形で言われる方が大部分なんですけれども、しかし、社会の議会と地方の議会と議員に対する評価というものは非常に厳しいんですね。そして私は個人的に努力をされていても、これからの地方自治体、分権の時代になってくると、議員活動のあり方、汗の流し方が根本的に変わってくると。要するに自分で議員が政策をつくる、政策を立案する能力において行政の職員を高度な専門的能力というものが求められてくるだろう。そしてまた人と地域、あるいは行政の中継ぎではなくて、全市的な見地に立ってそういう政策をちゃんと立てていく。そういう意味では議会と議員が合併によって生まれ変わってくる。そういう意味では過去の議会と新しい議会在を妙につなげるというのは、逆に古い議会の体質を新しい議会につなげるような形で受けとめられかねないと。

そういう意味で私はもしここで特例を使うという決断をされると、いわばまちづくりの一番最初の時点から冷や水をかけられて、これを克服しようと思うと10年、20年という具合に時間がかかるだろう。それと、この特例を使ってもわずか数年ですよ。そういう意味では私はこの時期に、まちづくりの一番最初で、ぜひそういうことを考えていただいて判断をしていただきたいという具合に思います。

榛村純一会長　それでは、そちらの助役さんたちも何かあったら。水野委員から。

水野幸雄委員　やはり今小櫻先生も言われましたんですけども、ここでもう一度原点に戻って、合併とはどうあるべきか。それで合併に伴って一番有利になる、これは町民なんですね。町民、住民である。そのためには何をすべきかということを実際に原点に戻って考えてみる必要があるんじゃないかなと思っています。世の中は非常に経済が厳しい、状況が厳しい。厳しい状況というのは、町民、住民は十分知っているわけなんですけれども、その痛みそのものをもう一度考えてみる必要があると思います。

それから、特例債とかいろいろあるわけなんですけれども、この特例債があるからこれを使ってこういうのをやります。これは確かに言えます。ただし、これは一つの条件でありまして、

これをいかに有利に使って体質を強めるということに持っていかないと、将来的にはこれ無理である。この10年間で将来30年、40年の体質をここで強めるにはどうするか。そうすると非常にこの政府も小さくする、行政も小さくするということでありますけれども、少数精鋭化をいかに実現していくか。そして職員も、議員さんも、あるいはトップもすべてが能力の向上を図りながら地域の住民に奉仕をしていく。そしてサービスの向上を落とさないようにするにはどうするかというふうに考えていく必要があると思います。

合併の趣旨を考え、少数精鋭化を徹底する、これはすべてに行うことであります。そして、さらに周辺との協調体制のもとにやっていかなきゃいけない。単独で1市2町だけが生きていくことはできませんので、そういう面ではどういう体制をやったら一番合理的にできるかということを考えていく必要があると思います。そういう面では、少数精鋭化の中では議員定数は極力少なくする。もう27名、あるいは24名ということもありますけれども、極力少なくするというのが一つだと思います。

それから時期として1月の線が適当だろうと思いますし、また特例の方につきましても、この方向を考えますと、現在の段階では使わない方が非常にベターであるというような方向が言えるかと思えます。

以上です。

川口 ・ 委員 5回にわたりまして議員の皆さん方がこの新しい市をどうつくっていくかということで会合を持たれたということにつきましては、敬意を表するところであります。

そういう中におきまして、周囲の状況を考えてときに、今こういう特例を使うことについての議論、町民の要望に果たして応えられるのかというふうに考えますと、この特例については使わない方向がベターではないかというふうに思います。

そういうことの中で定員の問題でございますが、これは議員の皆さんがたびたびの会合の中でいろいろ検討していただいているわけですが、これについては自らこういう新しい方向を見つけ出すということがある中で、私の希望するところは27とか24とか、そういったところを目指してもらいたいなと、そういうような考え方を持っております。

合併の時期といたしましては、年度末で非常に忙しいとは思いますが、3月を希望するところであります。

小松正明委員 冒頭に申し上げておきますが、日ごろからの議員の皆様方のご活動に対して無駄なことをやっているというふうに思っていることは毛頭ございません。

その中でまた私自身が何か結論を出すとしても、今回特に特例を使う、あるいは使わない、結論はこの2つのうちのどちらかになるわけではありますが、使うなどんでもないというような言い方も私の中ではできません。ゼロ、100で、あるいは100対ゼロでどちらということもないわけでございますが、どちらにもメリットがある。また、どちらにもデメリットがある。その中で自分の中でそのプラスのマイナスを比較しながら、結局選ぶとしたらどちらなんだろうかということになると、私としてはやはり特例は今回は使わない方に分があるのではないかというのが私な

りの一つの結論でございます。

それは今まで多くの委員の皆様方がいろんなお考えを述べていただきました。周辺の状況、あるいは市民の声、あるいは市民の期待、アンケートの結果あるいは議員の皆様方からは激変緩和をどう考えるんだと、いろいろなことがあったかと思えますけれども、トータルで考えると51対49、あるいは6対4と、いろんな考え方の中では今回は特例は使えないのではないかな。使わない方が新市を新しくスタートする上で、大変そちらの方が分があるのではないかというふうに考えます。

特に現在の掛川の議員報酬一つとりましても、同じ同列の8万市民の間の議員の待遇から見ても大変低い状態にあるというのも事実でございます。先ほど大東の松本委員さんからやはり議員の数を減らす中で、あるいは議員の数を絞り込む中で、相応の待遇という中でよりすばらしい議員の登場を待つのがよいのではないかというご意見がございまして、私も全くそれに同感でございます。

そういう意味では新市の定数におきましても同レベルの11万5,000人という市レベルの議員の数、そして同レベルの市に適切な対応、待遇、相応の処遇といったものの中で、この合併の中で一つのいい意味での激変緩和があってもよろしいのではないかと。そのことを堂々と市民の中に訴えればよろしいのではないかと、私はそういうふうに考えます。

また、今日は先ほど会長からお話ございましたように、この場で意見がすべての方向が決せられるわけではございません。すべての皆様の意見を言いだした、初めて30人の意見が言えるという形でございますので、今後の、次回の協議会などに向けて市民の間にこの考えをどうか相応の考えを浸透させていただいて、市民、町民の中のやっぱりこっちじゃないかといううねりがどちらかになるのか、そのことを私どもの委員一人一人も感じる必要があるのだろう。新市の市民になる現在の市民、町民の考えがどこにあるのかということ十分に踏まえた上で、前提なく、あるいは予断なく、この今後の市民の考え方がどのように変わっていくのかということのも十分斟酌しながら、最終的な自分の考えを固めたいと思いますので、現段階では私が今申し上げたような立場に立っているというものでございます。

以上です。

伊藤徳之副会長　今皆さんからいろいろな意見を言われましたが、時間がないようですので、手短かにいたします。

私は平成13年7月に小笠・掛川振興協議会におきまして掛川市長から提案がございまして、これから事務局段階を初めとして、合併についての研究会、原案をつくっていくことについて、委員の皆さんのご賛同はどうかといったら、まさか満場一致なんてことはあろうはずがないと思っていたら、満場一致で決まったということで、それからひょっとするとこの地域でも合併というものが真剣に議論するときがくるんじゃないかということから、すぐうちに帰って当時の議長さんと2人で合併の問題についてたびたび話をし、それが皮切りで、次は正副議長さんと私、そして常任委員会の委員長さんも含めて私どもの四役、そして最終的には13年11月21日に議員の皆様

さん全員協議会を開いていただいて、うちの方も四役や幹部職員を並べて合併をしようということで方向をつけました。

どんな範囲でやろうかというようなことも話をしましたが、大須賀町の将来の基本的な発展のスタンスを考えて、それを基本にしていこうというときに、なかなか結論が出ませんでした。そこで私が提案したのは、そもそも下世話な話なんだけれども、この合併というものは首長と議員の皆さんの首をとることだと。自分の首をとることに対して一生懸命自分たちがもの凄いエネルギーを使わないと、この問題というのはいかないんだと。だから、その腹をくくらないと、合併というのは口と腹が変わって、最後には満塁逆転ホームランでつぶれちゃうぞということで、どうだ、ここで私も首を出すで、全員首出してほしいということで、全部の皆さんに首を出していただきました。そして大須賀町とすれば、それから合併については皆さんにそんなにご批判をいただくこともなく現在まで来たというのが現状であります。

小櫻先生もさっき言ったように、私の信念はそれ以後全然変わっておりません。私はその年の12月27日の御用納めの日に、全職員に対しての訓示の中で、私が大変お世話になって、今まで私を育ててくれた大須賀町の真価のこれからの発展と私の首をはかりにかけられるわけにいかないの、私は大須賀町として合併を選択するということが職員には伝えたところでありました。よって、これから通常業務に増して合併という特例な業務がくるけれども、ほかの町の皆さんや合併の事務局にご指摘いただくようなことのないように、遅れのないように全精力を傾けて合併に取り組んでほしいということで、12月27日に全職員に訓示をし、さらに合併して大須賀の職員がというようなことの批判がないように、さすが大須賀の職員だということになるように、まだわずかではあるけれども、合併までには時間があると。自己研鑽に励んで、いい合併ができるように住民の皆さんが将来幸せになれるようにともに頑張りましょうとあって、私は宣誓をしてきたということで、先日の事例はまさに小櫻先生の言う、そのとおりなんですよ。

それで、現在まで私の気持ちは変わらなくきているというのが現状ですので、そういう意味で大変私どもに厳しい状況ではありますが、その辺もぜひ議会の皆さんにはご理解やご協力いただいて、この合併がスムーズにいきますように、ぜひともよろしくお願い申し上げたいというように思います。

以上です。

大倉重信副会長　今日は第5回の合併協議会ということの中で、非常に活発な意見が出されてまいりまして、予定の時間もかなり経過いたしますけれども、非常にありがたいことだなというふうに思っているところでございます。

こういうことを私どもは願っていたわけでございますけれども、特に今日はそれぞれ身近な問題といたしますか、ご指摘の議員さんにつきましては議員さんの中の考え方、あるいはそれ以外の委員さんにはそれぞれの委員さんの考え方が出てまいりました。

私が特に考えていただきたいなと思うのは、今の日本の姿ですね。近代国家があったのは、それぞれの時代において合併を繰り返すといいますが、組織が大きくなりながら今日まで来た歴史

的な事実がございます。これはただ合併すればそれで済むということではなくて、当然のことながらその時代、時代によって国民すべてに平等に情報の伝達ができるような手段が生まれてきた。こういうことになりますと、効率の面も考えまして、当然のことながら組織が大きくなるのは、これが常であるというふうに思うわけでございます。

そういう原点を考えてみますと、今いろいろ、それから議員さんは議員の立場でいろいろなご意見が出ましたけれども、これはその過程の中で当然のことでございますけれども、これを超越した中で、これからもこの1市2町の合併協議会が続けられますように、そういう中でいろいろな意見を出しながら、最終的にはこの目的のためのすばらしい1市2町の枠組みができるものに持っていただければ非常にありがたい。

おそらく今日の会議が中間ぐらいになるかと思えますけれども、ここでこんな活発な議論が出されましたものですから、1市2町間違いなくすばらしい組織ができるというふうに私はありがたく思ったわけでございます。若干、それまでにまだ議論があるかと思えますけれども、そんなことで今日は私の意見としては、そういうことでまとめてみたいなと思っております。ありがとうございました。

榛村純一会長　それでは先ほど申し上げたとおり、過日の首長会で今日結論を、決をとることは無理だろうということをおおきく予測いたしましたので、今日は十分意見を言っていただくことにして、そして11月18日に決定できるようにしようと、こういうことを申し上げたのですが、その取り扱いでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　それでは、それまでに十分お互いの意見交換はもちろんです。住民、市民に、特に余り議会とか市政とか町政、あんまり関心がなくてというような若者たちの感覚とか、インターネット世代、そういう人たち、それからまたいろいろなお立場の方々にもよく聞き合わせていただいて、この次の会議にはどういう決をとるかということも難しいわけで、そのことも今度の幹事会でよく研究して、期日の問題と、定数の問題と、それから特例を使うか使わないかという問題と、つながっている話と、別々の話とありますし、特例についてもどれだけ適用するかという、うちの議長のように最小限みんなが認められる範囲ということもありますし、特例の長さの問題と、それから定数も非常に流動的な、何人から何人までという話もありますし、選択肢をどういうふうに絞って皆さんにご意見を絞っていただくかというのは、ちょっと研究を要するなということを感じました。あらかじめ今日お出ししたのは、こういうことが予想されると思われたので書いてあるわけで、したがって思われると書いてありますが、議員の皆様方からすると、何か首長会議が誘導しているというとらえ方をなさった方があるかもしれませんが、私たちとしては、あくまでアンケートの結果だけでなく、個々に口頭で聞いたアンケートですね。口頭で聞いたアンケートとか、いろいろな商工会議所とか、そういう財界人のご意見とかを踏まえてやっているということをご理解いただきたいと思います。

それから行政改革の志が24人では高いというのは、それだから、そうじゃないのは段々低くな

っているという問題ではないんですね。要するに志というものは理想論です。それに対して今日出たいろんなご意見は現実論ですね。だから現実論と理想論というのはあるわけで、それは人数が多くなるごとに志が段々低いという言い方をしているわけではないので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは、まだもうちょっと残っておりますので、この項目については次回に結論を出すということで、その結論の出し方、絞り方の技術的な問題もありますので、よく研究しますので、また当局、幹事会の方に議員の皆様方も十分ご意見を言っていただきたいと、このように思うわけでありませう。

では、続きまして、協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてであります。前回協議会におきまして合併の期日との関係が強いということで継続協議となっておりますので、協議第6号につきましても次回の協議会で結論を出すということでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 では、次回の協議会で結論を出すということで、継続協議の取り扱いといたします。

続きまして、協議第7号 地方税の取扱いについてご協議をお願いします。

協議第7号につきましては、前回ご説明をさせていただきますので、早速協議をお願いします。

協議書の44ページの中に調整方針というのがございますが、この調整方針に基づいてやっていくということで、ご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

中井委員。

中井明男委員 この件につきましては、そこに掲げてあります調整方針(1)、(2)、(3)、そのようにしていただくことで進めていただきたいと思います。

榛村純一会長 ほかにございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 それではご異議なしという声もございましたが、このとおり認めていただいたこととしてよろしゅうございませうか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

続きまして、協議第8号 特別職の職員の身分の取扱いについてをご協議願います。

48ページの調整方針をご覧いただきたいと思います。

これにご質問ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、この調整方針をご了承いただいたことによろしゅうございませうか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それではこの調整方針のとおりとすることにいたします。

続きまして、協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについてをご協議願います。

52ページに調整方針がございます。

(発言する者なし)

榛村純一会長 このとおりの調整方針で臨むことをご了承願えますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 それではご異議がないようでございますので、調整方針のとおり確認させていただきます。

続きまして、協議第10号 条例、規則等の取扱いについてをご協議願います。

これについては56ページに調整方針が記載されておりますが、このように取り計らってよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

続きまして、協議第11号から協議第13号の3件について一括で提案いたします。

松井事務局長 それでは時間の関係もございまして、用意してまいりましたシナリオがございましたけれども、大分割愛をさせていただきますので、意味が通らないという部分があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、次回第6回でご協議いただく3件につきましてご説明申し上げます。

最初に58ページになりますが、協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについてご説明を申し上げます。

59ページをお開き願います。

協議の際の留意点で、まず1点目でございますが、それぞれ組織をつくっていくに当たりましては、その本庁に置かれる内部組織、その設置及び分掌事務につきましては条例で定めることとされております。また、出先機関につきましても位置、名称及び所管区域につきましては条例で定めることが決められております。

それから2番目の基本原則につきましては、内部組織の構成について地方自治法の中で基本的な部分について原則が定められております。そこに(1)から(4)までございます。行政運営の基本原則。(2)住民の利便性への配慮。(3)体系化された組織構成。(4)簡素で効率的な組織ということで、こういったものを基本原則にして組織を調整していくということでございます。

それから3番の支所の設置につきましては、これにつきましては第3回の協議会におきまして、大東町及び大須賀町に支所を置くということが確認をされておりますので、そういう本庁と支所との機能分担につきましても十分考慮する必要があるということが留意点でございます。

以上のようなことを踏まえまして、60ページになりますが、調整方針でございます。

新市における組織及び機構につきましては、本庁及び支所の機能分担を考慮し、次に掲げる基

本方針をもとに整備するものとするということがございます。

- 1 点目が地方分権や高度な行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織・機構。
- 2 番目といたしまして、市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構。
- 3 番目が新市移行後もサービスが低下しないよう十分に配慮された組織・機構。
- 4 番目が簡素で効率的な組織・機構。
- 5 番目が新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構。

こういったことが調整方針として提案させていただきます。

なお、その下に概念図として新市における本庁・支所機能。イメージ図でございますが、これは支所と本庁の機能分担、どういうものがイメージされるかというものを図示したものでございます。

本庁につきましては、まず市全体にわたる政策・施策、それから総合的な調整事務・管理事務を行うことが第一義的な目的となります。そして支所が所管する区域以外、具体的には現在の掛川市の区域、この区域に係る事務もあわせて所掌することになります。

主な本庁の統合する部門につきましては（１）から（６）、そういった部門を現在のところは考えております。

それから下の大東支所、それから大須賀支所につきましては、その機能といたしましては、そこに（１）から（８）までございますが、区域といたしましては旧大東町及び旧大須賀町の区域を所管区域とすることを基本といたします。そして本庁が処理する事務を除いた市民サービス。これを提供する機関であるということとともに、地域振興の拠点としての機能をそこに備え持つということでございます。

窓口部門から税務部門、地域振興部門、それぞれこういった部門を機能としてとらえて今後調整を図っていくということを考えております。

あと、参考資料といたしましては、地方自治法の基本原則の根拠、それから62ページから64ページにつきましては、現在の1市2町の行政機構図でございます。

65ページにつきましては、先進事例の調整方針を掲げてございます。

以上が、協議第11号の説明でございます。

続きまして、66ページになりますが、協議第12号 一部事務組合等の取扱いについてでございます。

67ページをお開きいただきたいと思います。まず留意点につきまして。

1といたしましては、一部事務組合についての概要でございますが、1市町村単独では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的であるという理由から、周辺市町村と共同で行政事務の一部を処理するために設立されたものが一部事務組合でございます。具体的にはごみ処理や消防、火葬等の業務が一部事務組合で行われております。

一部事務組合の設置、廃止、変更等につきましては、地方自治法に基づいて、一部事務組合を構成する全市町村で議会の議決が必要となります。

続きまして、2の合併における調整方法でございますが、新設合併の場合には現在の1市2町の法人格は消滅いたしますので、合併の前日に加入している組合から脱退する手続がとられます。合併後、組合で処理していた事務を新市で行う場合は脱退の手続だけで終了いたしますが、引き続いて元の組合で事務を行う場合には、改めて新市として加入することになります。

主な調整方針につきましては、主なものが4パターンございます。そこに1から4まで図で示してございますが、説明は省略をさせていただきます。また後ほどお読みいただければというふうに思います。

次に68ページの3番、協議対象。

今回、協議の対象としていただく範囲でございますが、一部事務組合等広域で組織されているものの中には、協議会や期成同盟会等、1市2町に約150ほどの組織がございます。しかし、そのほとんどが行政運営上の事務的なものでございまして、今後の事務事業の一元化の中で調整が可能ということでございます。

したがって、合併協議会での協議対象といたしましては、まず法律に基づいた組織であること、それから広く住民に直接影響を与える組織、こういったものを協議の対象とさせていただきます。

その対象が68ページの一覧表になりますけれども、12ございます。個々の組合の概要につきましては70ページから75ページにかけまして掲載してございますので、また後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上が留意点について説明をさせていただきましたけれども、その調整方針につきましては69ページをご覧いただきたいと思っております。

次のように一部事務組合等につきまして提案をさせていただきます。

まず(1)ですが、東遠定住圏施設組合、太田川原野谷川治水水防組合、小笠地区消防組合、東遠地区聖苑組合、東遠学園組合、中東遠看護専門学校組合、浅羽地域湛水防除施設組合及び静岡県大井川広域水道企業団につきましては、合併の日の前日をもってそれぞれ脱退し、新市において合併の日に参加する方向で調整するということでございます。

続きまして、(2)掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合につきましては、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧掛川市の区域を対象として加入する方向で調整するということでございます。

続きまして、(3)小笠老人ホーム、東遠広域施設組合につきましては、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧大東町及び旧大須賀町の区域を対象として加入する方向で調整するというものでございます。

(4)の大東町大須賀町衛生施設組合につきましては、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務を継承するという調整方針でございます。こちらにつきましては2町とも新市に包含されるために一部事務組合は解散をし、新市で業務を継続するものでございます。

調整方針は以上4点でございますが、あと参考資料がそれぞれ法令等、あと代表的な調整方針

の先進事例等ございますので、また後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、78ページになりますが、協議第13号 使用料、手数料等の取扱いについてを説明させていただきます。

79ページをお開き願います。

まず協議の際の留意点でございますが、1として使用料、2として手数料について、それぞれ概要を簡単に説明してございますので、またご覧をいただきたいと思います。

これら使用料、手数料は条例で定めることが地方自治法で規定をされております。

それから80ページになりますが、3の協議の目的及び対象でございます。

使用料、手数料につきましては、現在1市2町におきまして延べ140件ほどございますが、使用目的が同じ施設の使用料あるいは同じ事務手数料であっても、ほとんどのものが1市2町間で金額等に差異がございます。そのため協議会では使用料、手数料、この基本的な調整方針につきましてご協議をいただくこととなりますが、中でも特に広く住民に影響を及ぼし、1市2町間で大きく差異のあるものにつきましては、個々の使用料、手数料につきまして、その方向性を協議していただきたいということを考えております。

以上の留意点を踏まえまして、80ページになりますが、調整方針を提案させていただいてあります。

まず1として、使用料につきましては原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似の施設の使用料につきましては統一に向け調整するというところでございます。

補足を申し上げますと、資料の91ページ、92ページをご覧いただきたいと思いますが、そこに主な使用料、手数料の一覧が載せてございます。この中で1市2町それぞれにしか存在しない施設の使用料につきましては、現行の使用料を原則といたしますが、使用目的が同一または類似している施設の使用料につきましては、統一に向けて調整する方針ということでございます。

再び80ページに戻っていただきまして、次の調整方針2でございますが、手数料につきましては原則として統一するものとするということでございます。

こちら先ほどの92ページに一覧が載せてございますが、これら手数料に関する事務は法律で定められているものが多いということで、事務の内容にもさほど大きな違いがございませんことから、基本的に統一をするものでございます。

続きまして調整方針の3でございますが、統一が困難な使用料及び手数料につきましては、次に掲げるものを除き、新市における住民の一体性の確保、負担の公平性の原則及び受益者負担の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討するものとするでございます。

そして特に住民生活にかかわりの深いものにつきましては、さらに(1)から(5)まで調整方針を示してございます。

まず(1)でございますが、保育所保育料につきましては、合併年度及びそれに続く3年度間は、大東町の例により統一し、それに続く2年度間において、国の徴収基準額を参考に検討し、

適正な保育所保育料を段階的に調整するものとするということでございます。

補足を申し上げますと、保育所の保育料につきましては、次の81ページ、82ページに現在の1市2町の保育料の状況をご載せさせていただきますが、1市2町間で大きな開きがございます。保育料は所得による階層で7区分、それと子供の保育年齢によって分かれておりますが、最も開きの多いところは第7階層における3歳未満児でございます。掛川市と大東町の差額が月額2万8,700円となっております。

このように市町村によって保育料に差がありますのは、保育料は国において基準額が示されておりまして、受益者負担が原則であります。各市町村ではそれぞれの判断によりまして一定の財源を投入して保護者の負担軽減が図られているところでございます。そのような中で保育料をどのように設定するのかということにつきましては、それぞれの市町村長さんの政策的判断、こういったものに大きく委ねられております。

したがって、今回の調整方針といたしましては、新市の保育料につきましては、合併年度及びそれに続く3年度間は、保護者の負担が最も低い大東町の例により統一をし、それに続く2年度間において適正な保育所保育料を段階的に調整するという方針でございます。

80ページに戻っていただきまして、続いて調整方針の(2)幼稚園の保育料でございます。

幼稚園保育料につきましては、大東町及び大須賀町の例により統一するものとするということでございます。現在の幼稚園の保育料につきましては、掛川市が月額7,200円、大東町と大須賀町は同額で月額6,000円となっております。幼稚園の保育料につきましては、国の基準もなく、それぞれの市町村の判断によって条例で定められております。そのため新市においては、大東町と大須賀町の例により月額6,000円に統一するものがございます。

続きまして、調整方針の(3)上水道料金についてでございますが、上水道料金等につきましては、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとするということでございます。

水道料金につきましては、83ページ、84ページをご覧くださいと思いますが、料金体系が1市2町でまちまちでございます。ですから、単純に料金を比較するということとはできないわけですが、それとともに水道事業は公営企業会計といたしまして独立採算制をとっております。水道料金は新市全体における水需要予測や水道施設計画等を前提といたしまして、損益ベースで設定されるものがございます。新料金の決定には適正な水道料金の原価を計算し、設定を行う必要がございます。このため新市において水道事業計画を策定した上で統一した料金を定めるものがございます。

続きまして、調整方針の(4)下水施設の使用料でございますが、調整方針は公共下水道及び農業集落排水施設の使用料等につきましては、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において下水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとするということでございます。

こちらも水道使用料の調整方針と同様の考え方でございます。下水道使用料金につきましては、工事の事業期間や維持管理体制等の違いなどによりまして、算出根拠が市町によってそれぞれ異

なっておりますので、すぐに統一料金に調整するという事は困難でございます。したがって、合併時は現行の料金といたしまして、新市において下水道事業計画を策定した上で統一料金を定めるものでございます。

最後に（５）税務証明手数料及び住民窓口手数料についてでございますが、これらは大東町の例により調整するものでございます。

具体的には85ページ、86ページをご覧いただきたいと思いますが、その中に一覧表がございます。

戸籍に関する手数料につきましては政令に基づいて全国一律の料金となっておりますが、それ以外の窓口手数料及び税務証明手数料につきましては、各市町村が独自に料金を定めてございます。その主なものは掛川市が1件につき350円、大東町、大須賀町では1件につき300円となっておりますが、これらが大東町の手数料に統一するというものでございます。

以上が使用料、手数料の取り扱いに関する調整方針でございます。

その後、参考資料といたしまして先進事例の調整方針等を掲載しましたので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

大分早口で省略をした説明でございますので、わかりにくい部分があるかと思っておりますが、ご了解をいただきたいと思っております。

以上で、3件一括の説明を終わらせていただきます。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。

ただいま協議第11号から協議第13号を説明いたしました。協議内容についてご質問なりご意見ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

榛村純一会長　もしございませんようでしたら、これは次回の協議事項でございますので、十分検討していただいて、次回で協議をお願いしたいと思っておりますが、そういう取り扱いでよろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは続きまして、会議次第の5のその他に入らせていただきます。

説明してください。

栗田事務局次長　それでは事務局の方から1点、次回の会議の開催につきましてのみご案内させていただきます。

次回の第6回の協議会ですけれども、来月11月18日火曜日の午後2時から、本日と同じこの会場におきまして開催をいたしますので、よろしく願いいたします。

開催通知につきましては、後日改めて郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

榛村純一会長　それでは、次回は第6回になりますが、11月18日、この会場で14時からということでご確認を願いますが、それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、今日宿題になりましたことと、次の協議の題目を申し上げました。これについてよくご研究をお願い申し上げます。

それでは長時間本当にご熱心にありがとうございました。

これにて散会いたします。

閉　会　午後6時13分